

# 消防の動き



2012  
**12**  
No.500

- 消防法施行令の一部を改正する政令等の概要
- 消防防災科学技術高度化戦略プラン（2012）の概要



**FDMA**  
住民とともに

消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency



特報1

消防法施行令の一部を改正する ..... 4  
政令等の概要

特報2

消防防災科学技術高度化 ..... 11  
戦略プラン（2012）の概要

平成24年12月号 No.500

巻頭言 消防庁審議官に就任して（消防庁審議官 武田 俊彦）

TOPICS

平成24年度消防防災機器等の開発・改良、 ..... 14  
消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰

平成24年秋の消防関係叙勲並びに褒章伝達式 ..... 16

平成24年度消防設備関係功労者等表彰式の開催 ..... 17

第2回住宅用火災警報器設置対策会議の開催 ..... 18

緊急消防援助隊情報

平成24年度地域ブロック合同訓練について ..... 22

先進事例紹介～消防の広域化

兵庫県 北はりま消防本部「消防広域化の取り組み」 ..... 26

先進事例紹介

モバイル査察（岡山県 岡山市消防局） ..... 28

消防通信～望楼

田園調布消防署（東京都）／敦賀美方消防組合・湖北地域消防本部（福井県・滋賀県）／ ..... 30  
姫路市中播消防署（兵庫県）／天草広域連合消防本部（熊本県）

消防大学校だより

平成25年度消防大学校教育訓練計画 ..... 31

報道発表等

最近の報道発表について（平成24年10月27日～11月26日） ..... 33

通知等

最近の通知 ..... 34

広報テーマ（12月分・1月分） ..... 34

お知らせ

文化財を火災から守ろう！ ..... 35

1月17日は「防災とボランティアの日」 ..... 36

1月15日～21日は「防災とボランティア週間」 ..... 37

第16回消防防災研究講演会 ..... 37

－東日本大震災を受けての消防防災研究－

「消火栓」や「防火水槽」の付近は駐車禁止です ..... 38

消防団への入団促進 ..... 39



■ 表紙  
緊急消防援助隊  
地域ブロック合同訓練  
北海道東北／近畿

# 消防庁審議官に就任して



消防庁審議官 武田 俊彦

9月10日に消防庁審議官に就任いたしました。よろしくお願ひします。

昨年の3月11日は、合同庁舎4号館の11階で社会保障・税一体改革の具体的改革案を議論していました。そのとき、未だかつて経験したことのない激しい揺れに襲われました。東日本大震災の発災の瞬間です。発災後の慌ただしい日々の中で、一体改革の詰めを行いつつ、厚生労働省の災害対策本部、特に新設された市町村支援チームでこの震災に関わってきました。岩手は私の故郷でもあります。打ちのめされた被災地を見るにつけ、自然の力の巨大さ、人間の力の有限さを思い知らされます。しかし、例えば宮古市田老地区でみても、過去100年あまりの間に何度も津波に襲われましたが、確実に被害者の割合は減少しています。私たちは、災害から逃げることはできませんが、できることがありますし、そうである以上、着実に前を向いて歩いて行く、その歩みを止めてはならないのだと思います。

消防行政は、私が経験してきた社会保障行政、医療行政と共通する部分があると感じています。それは国民に寄り添い、国民の命を守るという使命をもっているところです。そういう意味からは、同じ課題を持っているかもしれません。それは、社会の高齢化ということ。もう一つは、科学の進歩をいかに取り入れるかということです。

高齢化に関しては、皆様ご承知のように、我が国は世界で最も高齢化の速度が速く、すでに高齢者人口は約3,000万人、高齢化率は23%に達し、毎年100万人ずつ高齢者が増加している状況にあります。高齢化は地方の問題だけではなく、今後都市部において急速に進むとみられています。一方、地方は人口減少、限界集落の増加が新たな課題となってきました。

こうした社会の変化は、さまざまな影響を及ぼします。今回の大震災においても、施設で被災した方々、自力で避難できない方々、避難しても毎日必要な薬を流された方々が数多くいました。大震災のような災害時でなくても、日常の救急業務のなかで高齢者が増加し、それに伴い対応すべき要搬送者の状態像も変わります。そして、それらの方々に必要なサービスも変わります。救急搬送数は過去最高を更新し続けていますが、社会全体がこの変化、かつてと違う現状を受け止め、対応していかなければならないのであり、救急だけで解決できる問題ではないのです。

また、消防は科学に基づく合理的で効果的なものでなければならないと思います。これは、今回の放射能事故で提起されている問題とも言えます。見えない脅威に立ち向かうには、科学的な知識と技術に裏打ちされた、的確な対応が必要になります。これは、放射能問題に限らず、消火、救助、救急、予防、さまざまな消防活動、消防行政に言えるものと思います。災害、火災等は、人びとの命に直結するとともに、消防隊員・団員の命をも危険に晒します。正しく危険に対峙する、その武器として科学を取り入れる、ということが大事になってくるものと思います。

消防が国にとって大事だという認識は、東日本大震災や最近の大規模災害の増加を反映して、かつてないほど高まっています。このときだからこそ、様々な視点を取り入れ、充実強化が求められると思います。この大きな課題に貢献できるよう、微力ながら全力を尽くしていきたいと考えています。

# 消防法施行令の一部を改正する政令等の概要

## 予防課

### 1 はじめに

消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、統括防火管理者の資格要件及び責務等について定めるほか、型式適合検定の方法を定める等所要の規定の整備を行う必要があることから、消防法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第262号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第91号。以下「改正規則」という。）及び消防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（平成24年消防庁告示第12号。「以下「整理告示」という。）を策定し、平成24年10月19日に公布しましたので、以下、その概要をご紹介します。なお、改正令等の詳細については消防庁ホームページ（URL: <http://www.fdma.go.jp>）を参照してください。

### 2 改正の背景・経緯

改正法については、第180回国会（平成24年通常国会）に提出され、平成24年4月20日に参議院で可決され、続いて6月19日に衆議院で可決、成立し、6月27日に公布されました。

改正法においては、①雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化、②消防機関による火災原因調査権の拡大、③消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充、④消防用機器等の「検定」制度等の見直し等について、改正が行われました。

特に、①については、雑居ビル等について、建築物全体の防火管理業務を行う「統括防火管理者」の選任を義務付けるとともに、大規模・高層建築物等について、建築物全体の防災管理業務を行う「統括防災管理者」の選

任の義務付けを行いました。また、④については、「個別検定」を「型式適合検定」に改め、その実施方法を明確化するとともに、自主表示対象機械器具等の製造業者等に対して、検査記録の作成・保存を義務付けたところです。

以上の改正に伴い、統括防火管理者の資格要件及び責務等について定めるほか、型式適合検定の方法を定める等、所要の規定の整備を行う必要があることから、消防法施行令等について改正を行ったものです。

なお、改正法による改正後の消防法（昭和23年法律第186号）を以下「法」と、改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号）を以下「令」と、改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）を以下「規則」といいます。

### 3 改正後の消防法施行令の内容

#### 1. 統括防火管理者に関する事項

##### (1) 統括防火管理者の資格に関する事項（令第4条関係）

統括防火管理者の資格については、高層建築物等で管理権原が分かれている防火対象物の区分に応じ、防火管理講習の課程を修了した者等（表1参照）で、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとします。

統括防火管理者の資格要件については、既存の防火管理者と同じ講習を受講することとし、新たに資格認定制度を創設することや新たな講習の義務を課すことはしません。

また、新たに防火管理者の資格を取る者に対しては、



表1 統括防火管理者の資格について

| 防火対象物   | 階数・収容人員・延べ面積                                | 資格  |
|---|---|---|
| ①高層建築物（④に掲げるものを除く。）   |   |   |
| ②—1：別表第1<br>・(6) 項口<br>・(16) 項イ（(6) 項口の用途に供される部分が存するものに<br>限る。）   | ・地階を除く階数が3以上<br>・収容人員が10人以上                 | (5)、<br>(6)、<br>(7)に<br>掲げる<br>ものを<br>除く                      |
| ②—2：別表第1<br>・(1) 項～(4) 項      ・(5) 項イ<br>・(6) 項イ、八、二      ・(9) 項イ<br>・(16) 項イ（(6) 項口の用途に供される部分が存するものを<br>除く。）             | ・地階を除く階数が3以上<br>・収容人員が30人以上                 |   |
| ②—3：別表第1 (16) 項口  | ・地階を除く階数が5以上<br>・収容人員が50人以上                 |   |
| ②—4：別表第1 (16の3) 項   |   |   |
| ③ 地下街（⑧に掲げるものを除く。）  |   |   |
| ④高層建築物  |   |   |
| 別表第1<br>・(1) 項～(4) 項      ・(5) 項イ<br>・(6) 項イ、八、二      ・(9) 項イ<br>・(16) 項イ（(6) 項口の用途に供される部分が存する<br>ものを除く。）                 | ・延べ面積が300㎡未満                                | 次のいずれかに該当する者<br>i) 乙種防火管理講習の課程を修了した者<br>ii) 上記の i) ～iv) に掲げる者 |
| 別表第1<br>・(5) 項口                  ・(7) 項<br>・(8) 項                      ・(9) 項口<br>・(10) 項～(15) 項      ・(16) 項口<br>・(17) 項 | ・延べ面積が500㎡未満                                |   |
| ⑤別表第1<br>・(1) 項～(4) 項      ・(5) 項イ<br>・(6) 項イ、八、二      ・(9) 項イ<br>・(16) 項イ（(6) 項口の用途に供される部分が存するものを<br>除く。）                | ・地階を除く階数が3以上<br>・収容人員が30人以上<br>・延べ面積が300㎡未満 |   |
| ⑥別表第1 (16) 項口   | ・地階を除く階数が5以上<br>・収容人員が50人以上<br>・延べ面積が500㎡未満 |   |
| ⑦別表第1 (16の3) 項（(6) 項口の用途に供される部分が<br>存するものを除く。）  | ・延べ面積が300㎡未満                                |   |
| ⑧地下街((6) 項口の用途に供される部分が存するものを除く。）  | ・延べ面積が300㎡未満                                |   |

その講習において、統括防火管理者の役割や権限に関する内容を盛り込むことが必要であることから、全国の消防機関等に周知していくこととします。

一方、既に防火管理者の資格を有する者に対しては、統括防火管理者の届出を所轄消防長又は消防署長が受理する際や立入検査などの機会を捉えて、今回の改正の内容を周知することとします。

**(2) 統括防火管理者の責務に関する事項（令第4条の2 関係）**

統括防火管理者の責務として、以下のことを定めることとしました。

- ① 統括防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないこと。（第1項関係）

表2 統括防災管理者の資格について

| 防火対象物  | 階数・収容人員・延べ面積   | 資格   |
|--|--|--|
| ①：別表第1<br>・(1)項～(4)項<br>・(5)項イ<br>・(6)項～(12)項<br>・(13)項イ<br>・(15)項<br>・(17)項 | 次のいずれかに該当するもの<br>・地階を除く階数が11以上で、延べ面積が1万㎡以上<br>・地階を除く階数が5以上10以下で、延べ面積が2万㎡以上<br>・地階を除く階数が4以下で、延べ面積が5万㎡以上   | 次のいずれかに掲げる者<br>i) 甲種防火管理者講習の課程を修了した者又は大学若しくは高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科若しくは課程を修めて卒業し、かつ、1年以上防火管理の実務経験を有する者で、防災管理に関する講習の課程を修了したもの<br>ii) 大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業し、かつ、1年以上防火管理の実務経験を有する者で、さらに1年以上防災管理の実務経験を有するもの<br>iii) 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あった者<br>iv) i)～iii)に掲げる者に準ずる者で総務省令で定めるところにより、防災管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの |
| ②：別表第1<br>・(16)項(①の用途に供される部分が存するものに限る。)                                      | 次のいずれかに該当するもの<br>地階を除く階数が11以上で、次に掲げるもの<br>・①の用途に供される部分の全部又は一部が、11階以上の階にあり、当該部分の床面積の合計が1万㎡以上<br>・①の用途に供される部分の全部が10階以下の階にあり、かつ、当該部分の全部又は一部が5階以上10階以下の階にあり、当該部分の床面積の合計が2万㎡以上<br>・①の用途に供される部分の全部が4階以下の階にあり、当該部分の床面積の合計が5万㎡以上 |  |
|  | 地階を除く階数が5以上10以下で、次に掲げるもの<br>・①の用途に供される部分の全部又は一部が5階以上の階にあり、当該部分の床面積の合計が2万㎡以上<br>・①の用途に供される部分の全部が4階以下の階にあり、当該部分の床面積の合計が5万㎡以上   |  |
| ③：別表第1<br>・(16)の2)項  | 延べ面積が1,000㎡以上  |  |

② 統括防火管理者は、①の消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わなければならないこと。(第2項関係)

③ 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならないこと。(第3項関係)

統括防災管理者の資格については、防災管理講習の課程を修了した者等(表2参照)で、当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとし

て総務省令で定める要件を満たすものとし、統括防災管理者の資格要件については、既存の防災管理者と同じ講習を受講することとし、新たに資格認定制度を創設することや新たな講習の義務を課すことはしません。

また、今回の法改正の内容に関する周知については、統括防火管理者の場合と同様に行うこととします。

## 2. 統括防災管理者に関する事項

### (1) 統括防災管理者の資格に関する事項(令第48条の2関係)

### (2) 統括防災管理者の責務に関する事項(令第48条の3関係)

統括防災管理者の責務として、以下のことを定めることとしました。

- ① 統括防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物の全体についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないこと。(第1項関係)
- ② 統括防災管理者は、①の消防計画に基づいて、避難の訓練の実施、当該防災管理対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行わなければならないこと。(第2項関係)
- ③ 統括防災管理者は、防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防災管理対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならないこと。(第3項関係)

### 3. その他

平成22年5月に実施された公益法人事業仕分け（以下「公益法人事業仕分け」という。）での評価結果等を踏まえて、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右東京大学名誉教授。以下「あり方検討会」という。）において、検定制度及び自主表示制度のあり方について総合的な検討を行いました。これらを踏まえて、改正法において「個別検定」の名称を「型式適合検定」に変更したことから、改正令においても同じく名称を変更する（第40条、別表第3関係）こととし、その他所要の規定の整備を行うこととしました。

### 4. 施行期日

改正法の施行期日に併せて、「3. その他」については、平成25年4月1日から施行することとし、それ以外については、平成26年4月1日から施行することとします。

## 4 改正後の消防法施行規則の内容

### 1. 統括防火管理者に関する事項

#### (1) 統括防火管理者の資格を有するものであるための要件

#### に関する事項（規則第3条の3関係）

改正令において、統括防火管理者の資格として、高層建築物等で管理権原が分かれている防火対象物の区分に応じ、防火管理講習の課程を修了した者等で、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとしたことから、総務省令で定める要件として、以下のことを定めることとしました。

- ① 管理権原者から、それぞれが有する権限のうち、当該防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。
- ② 管理権原者から、業務の内容について説明を受けており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。
- ③ 管理権原者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況等について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

#### (2) 防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画に関する事項（規則第4条関係）

- ① 改正令において、統括防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出ることとしたことから、改正規則において、次に掲げる事項について、防火対象物の全体についての消防計画を作成し、管理権原者の確認を受けて、所轄消防長等に届け出なければならないこととします。(第1項関係)

- ア 防火対象物における各管理権原者の当該権原の範囲に関すること
- イ 防火対象物の全体についての防火管理業務の一部が委託されている場合における受託者の氏名、業務の範囲等に関すること
- ウ 消火、通報及び避難の訓練等の定期的な実施に関すること
- エ 廊下、階段、避難口等の避難施設の維持管理等に関すること

オ 火災、地震等が発生した場合における消火活動等に関すること

カ 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造等の情報提供等に関すること

キ その他必要な事項

② 大規模地震対策特別措置法の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域の統括防火管理者が定める消防計画の内容を規定することとしました。(第2項関係)

③ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定により推進地域として指定された地域の統括防火管理者が定める消防計画の内容を規定することとしました。(第4項関係)

④ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定により推進地域として指定された地域の統括防火管理者が定める消防計画の内容を規定することとしました。(第6項関係)

### (3) 統括防火管理者の選任又は解任の届出に関する事項(規則第4条の2関係)

法第8条の2第4項の規定による統括防火管理者の選任又は解任の届出については、別記様式第1号の2の2の2による届出書によって行うこととし、選任の届出にあっては、統括防火管理者の資格を証する書面を添付しなければならないこととしました。

## 2. 統括防災管理者に関する事項

### (1) 統括防災管理者の資格を有するものであるための要件に関する事項(規則第51条の11関係)

改正令において、統括防災管理者の資格として、防災管理講習の課程を修了した者等で、当該防災管理対象物の全体についての防災管理に必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとしたことから、総務省令で定める要件として、統括防火管理者の資格を有する者であるための要件に関する規定(規則第3条の3)を準用することとします。

### (2) 建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画に関する事項(規則第51条の11の2関係)

改正令において、統括防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物の全体についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出ることとしたことから、改正規則において、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画に関する事項は、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画に関する規定(規則第4条)を準用することとします。

### (3) 統括防災管理者の選任又は解任の届出に関する事項(規則第51条の11の3関係)

法第36条第1項において準用する法第8条の2第4項の規定による統括防災管理者の選任又は解任の届出は、統括防火管理者の選任又は解任の届出に関する規定(規則第4条の2)を準用することとします。

## 3. 検定対象機械器具等に関する事項

### (1) 型式適合検定の方法に関する事項

あり方検討会での検討結果等を踏まえて、改正法において、「個別検定」の名称を「型式適合検定」に改め、その実施方法について総務省令で定めることとしたことから、改正規則において、型式適合検定の実施方法を以下のとおり定めることとしました。

① 型式適合検定の方法は、原則として、立会い方式による方法とします。(規則第34条の5第1項関係)

② 型式適合検定の申請書について、現行規定においては、別記様式第7号による申請書正副2通によってしなければならないこととしていますが、改正規則において、電磁的方法による場合を追加することとします。(規則第39条関係)

③ 型式適合検定は、日本消防検定協会又は登録検定機関(以下「検定協会等」という。)が指定した日時、場所で行うこととします。(規則第34条の5第2項関係)

④ 立会い方式による型式適合検定の方法については、検定協会等が指定した場所において、検定協会等の

職員の立会いの下に、日本工業規格に基づく抜取検査方式等を用いて、ロットごとに所要の数を抜き取り、検査を行うこととします。(規則第34条の6関係)

## (2) データ審査方式による型式適合検定の方法に関する事項

あり方検討会での検討結果等を踏まえて、改正規則において、データ審査方式による型式適合検定の方法について、以下のとおり定めることとしました。

- ① 型式適合検定の方法について、製造工程における検査の信頼性が確保されているものとして消防庁長官が定めるものについては、データ審査方式による方法とすることができることとします。(規則第34条の5第1項関係)
- ② データ審査方式による型式適合検定の方法に関する事項について、以下のとおり定めることとします。
  - ア データ審査方式による型式適合検定を受けようとする者はその旨を検定協会等に申請すること。(規則第34条の7第1項関係)
  - イ データ審査方式による型式適合検定を認める要件は、次に掲げるものとする。こと。(規則第34条の7第2項関係)
    - (ア) 直近の立会い方式による型式適合検定において、少なくとも10回以上連続して合格していること。
    - (イ) おおむね3ヶ月以内ごとに当該型式に係る型式適合検定が行われていること。
    - (ウ) 製造工場、事業所等において、品質を確保する管理体制が確立していること。
  - ウ 検定協会等は、データ審査方式による型式適合検定を行う場合には、申請者に対してその旨を通知すること。(規則第34条の7第3項関係)
  - エ データ審査方式による型式適合検定の手続については、以下のとおり行うこと。(規則第34条の7第4項関係)
    - (ア) 申請者は、製造工場等において、抜取検査方式を用いて、検定対象機械器具等のロットごとに所要の数を抜き取り、型式承認を受けた型式

に適合しているかどうかについて検査を行うこと。

- (イ) 申請者は、(ア)の検査結果を速やかに検定協会等に報告すること。
- (ウ) 検定協会等は、(イ)により報告された検査結果を確認し、その審査結果を速やかに申請者に通知すること。

## (3) 検定対象機械器具等についての試験に係る申請に関する事項 (規則第35条関係)

型式適合検定において的確に不良品を排除するためには、事前に検定協会等において製造工程及び社内試験体制の概要を確認することが必要であることから、検定協会等に対する型式承認に係る試験の申請に際し、「製造工程概要調書」と「社内における検査体制に係る調書」の添付を求めることとします。

## 4. 自主表示対象機械器具等に関する事項

### (1) 自主表示対象機械器具等の検査方法及び検査記録に関する事項 (規則第44条関係)

改正法において、自主表示対象機械器具等の検査方法については、総務省令で定める方法により検査を行うこととし、また、自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、総務省令で定めるところにより、検査記録を作成し、これを保存しなければならないこととしたことから、改正規則において、以下のとおり定めることとしました。

- ① 自主表示対象機械器具等の検査方法は、形状等が総務大臣に届け出た形状等及び設計図書に適合しているかどうかについて、適切な検査設備及び検査方法により確認することとします。(規則第44条第1項関係)
- ② 検査記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。こと。(規則第44条第3項関係)
  - ア 自主表示対象機械器具等の種類及び型式
  - イ 検査に用いた設計図書
  - ウ 検査の項目、内容及び判定方法
  - エ 検査を行った年月日及び場所

- オ 検査に使用した設備及び測定機器
  - カ 検査実施者の氏名
  - キ 検査を行った自主表示対象機械器具等の数量
  - ク 検査結果
  - ケ 設計図書、検査設備又は検査方法の変更履歴
- ③ 検査記録の保存期間は、検査の日から5年間とすること。(規則第44条第4項関係)
- ④ 電磁的方法により検査記録を作成、保存ができることとし、その場合には必要に応じ電子計算機等を用いて直ちに表示できるようにしなければならないこと。(規則第44条第5項関係)

## (2) 自主表示対象機械器具等の届出事項に関する事項(規則第44条の2関係)

あり方検討会での検討結果等を踏まえて、今後、検査対象機械器具等の品目を見直すことを予定していますが、一方、全国消防長会からは、自主表示対象機械器具等に係る品質の確保について要望がなされていることから、自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出事項に、表示を付そうとする自主表示対象機械器具等が技術上の規格に適合するものであることを確認した書類を追加することとします。

## 5. その他

あり方検討会での検討結果等を踏まえて、改正法において「個別検定」の名称を「型式適合検定」に変更したことから、改正規則においても同じく名称を変更することとし、その他所要の規定の整備を行うこととします。

## 6. 施行期日

改正法の施行期日に併せて、改正規則は、平成25年4月1日から施行することとし、「1. 統括防火管理者に関する事項」及び「2. 統括防災管理者に関する事項」については、平成26年4月1日から施行することとします。

## 5 改正後の関係告示の内容

改正法において、高層建築物等で管理権原が分かれて

いる防火対象物について、統括防火管理者の選任を義務付け、統括防火管理者に当該防火対象物全体についての消防計画の作成等の業務を行わせること等としたことから、以下の告示において、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式及び防火対象物の点検基準に係る事項等について、所要の規定の整備を行うこととします。

- (1) 消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成14年消防庁告示第8号)
- (2) 消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件(平成14年消防庁告示第12号)
- (3) 消防法施行規則第51条の12第2項の規定において準用する同規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成20年消防庁告示第19号)
- (4) 消防法施行規則第51条の14第3号及び第4号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件(平成20年消防庁告示第22号)

## 6 おわりに

今回の改正令、改正規則及び整理告示については、消防法の施行に併せて、平成25年4月1日(統括防火管理者・統括防災管理者に関する事項については、平成26年4月1日)から施行されることから、「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(平成24年10月19日付け消防予第388号消防庁次長通知)、「消防法の一部を改正する法律等の運用について」(平成24年10月19日付け消防予第389号消防庁予防課長・消防技第60号消防庁消防技術政策室長通知)を地方公共団体に通知したところであり、今後とも、地方公共団体への必要な情報提供、助言等、改正法の円滑な施行に向けた準備作業を進めていく予定です。

### 問合わせ先

消防庁予防課 福西・松浦  
TEL: 03-5253-7523

# 消防防災科学技術高度化戦略プラン (2012) の概要

## 消防技術政策室

### 1 はじめに

消防庁では、東日本大震災の発生等、消防を取り巻く環境が大きく変化してきたことに鑑み、消防防災科学技術の一層の高度化を目指し、より効果的な研究・開発等を推進するための総合的、戦略的な方針として、現行の「消防防災科学技術高度化戦略プラン（2001年策定、2007年改定）」を有識者からなる「消防防災科学技術高度化推進検討会」を設置し、同検討会の提言を受けて改定し、新たに「消防防災科学技術高度化戦略プラン（2012）」として取りまとめた。

今後、この戦略プランに沿い、安心・安全な社会の実現に貢献する消防防災科学技術の高度化を推進することとしているので、その概要を紹介する。

### 2 消防防災科学技術高度化戦略プラン (2012) の基本方針

戦略プランの基本方針として、以下の3本柱を掲げている。

- (1) 安心・安全な社会の実現に向けてこれからの5年間を基本的目標期間としつつ、長期的観点も持った消防防災分野における国の研究・開発の方針を示すこと。
- (2) 基礎研究の重要性を認識するとともに、研究開発の成果が消防防災の第一線で実用化されることを目的とした、基礎研究、応用研究、さらにこれらを結び付ける研究の推進が必要。
- (3) 研究開発成果が消防関連規制等制度の改定、新たな装備の開発や改良等、消防防災の体制や活動現場等に実装され、消防防災分野の制度や仕組みを向上させる、すなわち消防防災分野における社会システムの高度化に寄与するよう研究開発を推進すること。

### 3 前戦略プランの実績及び課題

#### ○主な実績

「高齢者等災害時要援護者へ配慮した国民の安心・安全の確保」等4つの重点的に取り組むべき研究開発課題を設定し、それぞれの課題毎に研究開発が進められ、実用化等一定の成果を上げたことや、消防研究センターへ消防機関から研修生、研究生を受け入れるなど人材の育成に努めた。

#### ○課題

前戦略プランに関連する研究開発は、一定の成果を上げたところではあるが、消防防災分野における社会システムの高度化、すなわち国民の安心・安全にまで研究成果が必ずしもつながらなかったものも見受けられたことは今後の大きな課題であると認識する必要がある。また、東日本大震災により明らかになった課題や社会構造の変化への対応等も必要である。

### 4 消防防災科学技術を取り巻く課題

前戦略プランの策定後5年が経過し、明らかになった消防防災科学技術を取り巻く課題を以下の4つに整理した。

- (1) 消防防災分野における社会システムをより一層高度化する研究開発の推進
- (2) 東日本大震災等の発生により現出した課題への対応
- (3) 社会構造の変化への対応
- (4) 研究推進体制のさらなる充実の必要性

### 5 消防防災科学技術高度化推進の基本姿勢

#### (1) 第4期科学技術基本計画との整合

第4期科学技術基本計画（平成23年度～平成27年

度)では、我が国が中長期的に目指すべき大きな目標の一つとして「震災から復興、再生を遂げ、将来にわたる持続的な成長と社会の発展を実現する国」が掲げられており、安心・安全な生活の実現のため同計画と整合を図りつつ推進する。

## (2) 消防研究センターの役割の充実・強化

消防研究センターは我が国の消防防災に関する研究開発の中心的存在であり、また、研究開発の牽引役として国内外の研究機関と効果的な連携を図るとともに、組織の機能強化に努めつつ重点化した研究開発等を積極的に推進する。

## (3) 消防本部における研究開発の推進

地域社会、住民に最も近い立場にある消防本部は、住民、コミュニティ等地域の声に耳を傾け、地域のニーズを的確に把握し、行政部門との情報共有を図り、研究開発の成果が地域社会において有効に活用されるよう研究開発を推進する。

## (4) 連携の強化

### ①産学官連携の強化

産学官がそれぞれの役割分担に応じて、効果的・効率的な連携を推進する。特に、消防防災活動において駆使、活用される研究開発は、大学等基礎研究を担う機関との連携や異分野との連携も不可欠であり、これらの研究成果を実践的な研究へ結び付けるため一層の連携・協力を推進する。

### ②消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の活用

消防本部のニーズ等意向を反映した、より実践的な研究開発を行うことにより、消防防災関係者間の一層の連携を推進する。

## (5) 情報の共有

消防研究センターと消防本部との間の課題を含めた情報を行政部門はもちろん、産学関係者にも広く発信し、消防防災科学技術に関する情報や課題認識等関係情報の一層の共有を図る。

## (6) 広報・普及の強化

研究開発に取り組んでいる意義や成果等有用性については、積極的な広報・普及に努める。

## (7) PDCAサイクルの確立

研究開発を効果的・効率的に推進するために、

PDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)を確立し、消防防災分野において有用な研究開発となるよう、適時フォローアップを行い、適切な見直しのもと実効性の高い研究開発を推進する。

## 6 重点的研究領域

安心・安全な社会の実現に向けて、昨今の災害の動向や社会情勢等を踏まえ、関連する研究開発を効率的に推進するため、以下の5つの重点的研究領域を設定。

### (1) 地震・津波・風水害等から住民を守る

#### 【設定の背景、課題】

東日本大震災において、住民を守る消防活動において大きな課題となったのが、通信手段の制限に起因する被害状況の把握、円滑かつ安全な消防防災活動であり、今後発生が予測される首都直下地震、南海トラフ沿いの巨大地震等による大規模災害発生の可能性が大。

#### 【目指すべき研究開発の方向性】

①情報を途絶させない技術開発、②災害状況を早期に把握する手法の開発、③大規模災害に備えた日常からの準備(被害シナリオ、訓練(意思決定・判断)、情報収集被害の軽減対策等)、④地震、津波被害後に発生する火災の予防方策、⑤災害時要援護者への対策(避難誘導體制等)

### (2) 複雑化、多様化する火災から住民を守る

#### 【設定の背景、課題】

火災が複雑化、多様化している要因としては、社会構造の変化や住民の行動スタイルの変化によるものが考えられる。また、関係法令を遵守していないことによる被害の拡大や、急激な高齢化に伴う火災死傷者の増加が予測されるなど、これらの変化に応じた火災対策が必要。

#### 【目指すべき研究開発の方向性】

①社会構造の変化への対策、②法令遵守対策

### (3) 救える命を救う

#### 【設定の背景、課題】

急激な高齢化の進展等による救急需要の増加が予測されていることや、さらなる救命率の向上を目指し、よりよい救急体制とするための対策が必要。また、東日本大震災で発生した津波浸水域での救助、消防隊員の侵入が困難なNBC災害の救助等救助困難事案等へ

の対応が必要。

#### 【目指すべき研究開発の方向性】

① 救急需要の増加への対応等新しい救急体制の研究開発、②救助困難事案に対応した救助技術の開発

#### (4) 産業施設の安全を確保する

##### 【設定の背景、課題】

東日本大震災においては津波による石油タンクの流出、損傷及び危険物流出事故が発生し、石油コンビナート火災に発展した事例も生じたことから、石油タンクの地震時の被害の予防・軽減対策は、なお一層重要性を増している。また、今後の新たなエネルギーの普及を見据えた火災等の危険性についての評価や消火対策の検討も必要。

##### 【目指すべき研究開発の方向性】

① 危険物施設の地震及び津波に対する損傷防止策等の検討・研究、②新エネルギーの危険性評価方法の研究、③新エネルギーに関連する火災に対する有効な消火方法の研究

#### (5) 消防職団員の安全を確保する

##### 【設定の背景、課題】

災害等の減少により消防職団員の現場での経験が不足し、現場での事故が増加することが予測されることや、新エネルギー関連等の新たな災害の発生も予測されているところであり、これら様々な災害に対応する消防職団員の安全確保は極めて重要な課題。

##### 【目指すべき研究開発の方向性】

① 実践を想定した消防職団員の効果的な教育・訓練方法開発、②新たな災害等への対応（資機材等の開発含む）

## 7 分野別戦略プラン

「6 重点的研究領域」で示した研究テーマを消防防災制度や消防活動に関する科学技術の観点から、今後取り組むべき主な具体的研究課題として以下のとおり火災予防・防火ほか9つの分野に整理し、分野別戦略プランとして例示した。

#### (1) 火災予防・防火

①社会構造の変化への対応、②予防対策、③消防設備機器開発、④総合的な防火安全対策、⑤大規模火災時の安全対策

#### (2) 大規模災害への応急対応・減災

①地震、火山噴火、豪雨災害等の定量的被害シナリオ構築、②被害シナリオへの対応技術効果的教育、訓練の計画・実施、③意思決定と効果的な応急対応、④地震火災への効果的消防力の投入、⑤安全な避難情報の提供、⑥延焼状況の適切な把握に基づく緊急消防援助隊の配備、⑦津波被害、津波火災の発生予測、⑧津波避難ビルの適切な指定

#### (3) 大規模災害における防災情報

①通信の確保、②情報把握・伝達、③消防機関等行政機関の災害対応支援

#### (4) 消火

①消火困難な火災に対する消火技術の検討、②環境負荷の低い泡消火剤の消火性能評価、③津波浸水域での消火技術の開発

#### (5) 救助

①高性能な救助資機材等の開発、②活動現場での安全を確保するための技術開発

#### (6) 救急

①救急関連事故（交通事故、医療事故等）の調査分析、②救急需要増加対策、③救急医療体制、④応急手当の高度化、⑤救急指令業務、⑥救命処置、⑦救急隊員教育、⑧津波浸水域での救急搬送技術、⑨救急搬送技術

#### (7) 危険物施設等の安全確保

①地震や津波による被害を予測する技術や被害を軽減させるための技術開発、②事故分析技術の開発、③新エネルギー関係の火災危険性

#### (8) 特殊災害対応

①特殊災害に対する安全確保、②放射線等に対する安全を確保する技術、③ナトリウム、リチウム等の特殊な危険物の燃焼性状・消火方法、④廃棄物等の火災に関する燃焼性状・消火方法

#### (9) 国民保護・NBC災害対応

①最先端技術を活用した避難誘導や情報伝達等の円滑な実施、②防護資機材の高度化による消防隊員の安全を確保する技術、③毒・劇物等危険区域の設定に関する研究

##### 問い合わせ先

消防庁総務課消防技術政策室 熊谷 TEL: 03-5253-7541  
消防庁消防研究センター 久保田 TEL: 0422-44-8474

# 平成24年度消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰

## 消防研究センター

去る10月26日（金）に日本消防会館5階「大会議室」において、平成24年度消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰の表彰式が挙行されました（写真）。

本表彰制度は、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施しており、今年度で16回目となります。また、平成21年度から消防防災機器等の開発・改良及び消防防災科学に関する論文に加えて、原因調査事例報告についても表彰の対象とされています。

平成24年度は、全国の消防機関、大学、消防機器メーカー等から総計56編の応募がありました。今回も消防職団員や一般の方々から、創意工夫された作品や未開拓

の分野の実験や考察が重ねられた論文、そして、緻密な原因調査の結果が数多く寄せられました。選考委員会（委員長：亀井浅道元横浜国立大学特任教授）による厳正な審査の結果、23編の受賞作品（優秀賞：20編、奨励賞：3編）が決定されました（別表）。

なお、作品の詳細は、消防研究センターホームページ（<http://www.fri.go.jp/>）及び消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載されています。

また、平成25年度の作品募集は、平成25年2月から開始する予定です。

### 問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室  
TEL: 0422-44-8331（代表）



平成24年度消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰 表彰式（2012年10月26日）

## 別表 平成24年度受賞作品一覧

### ●優秀賞（20編）

#### ○消防職員・消防団員等による消防防災機器等の開発・改良

- ・ホースガイドローラーの開発 川村 太平、中村 亘孝(東近江行政組合消防本部)
- ・面体着装時の漏気に対する改良策 東森 祐介、鈴木 健太郎(東近江行政組合消防本部)
- ・狭所巻きホース作成器の開発 花谷 忠司、松嶋 宏司(東大阪市消防局)
- ・簡易式万能ジャッキの改良 守本 達由(兵庫県宍粟市消防団)

#### ○消防職員・消防団員等による消防防災科学論文

- ・ホースの曲折が放水量に及ぼす影響に関する実験と考察  
岡田 雄太、井崎 伸雄、平田 真理人、厨子 満、松田 康夫、丸岡 峻、橋本 泰彦、船元 達也(京都市消防局)
- ・救命講習会のあり方についての一考察  
安田 和正、山本 祥司、海口 直喜、関 竜也、源 隆一郎(京都市消防局)
- ・連結送水管への効果的な中継体形に関する考察と実証実験  
福蔭 晃一、藤田 浩明、膳 隆太郎、田中 義三(京都市消防局)
- ・防災管理義務対象物における容易性・実効性を高めた防災訓練の開発とその実施結果～スーパーDIG～  
高橋 俊史、岸本 紀子、山下 幸男(京都市消防局)
- ・共同住宅等の灯油供給施設における小口径配管の漏れの点検に関する評価  
野村 耕一、菅原 法之(札幌市消防局)

#### ○消防職員による原因調査事例報告

- ・雨漏りにより照明器具から出火したと推定される火災の調査報告  
高倉 健一、上遠野 敬一、烏中 亮太(相馬地方広域消防本部)
- ・石油ストーブにおける吹き返し現象の検証と火災予防広報  
平井 武、松本 龍一、高倉 誠二(北九州市消防局)
- ・携帯電話の電池パックからの出火  
藤野 聡一郎(神戸市消防局)
- ・微小なスパークで引火した危険物火災の調査活動について  
藤岡 俊介(京都市消防局)
- ・加熱式加湿器から出火した火災の調査報告  
江川 圭、佐藤 大和(名取市消防本部)
- ・特定屋外タンク貯蔵所からの危険物漏洩事故  
石井 誠、奥井 茂、山下 純(富山市消防局)
- ・電気フライヤー火災の原因調査について  
塩谷 誠(所沢市消防本部)

#### ○一般による消防防災機器等の開発・改良

- ・地震自動解錠補助装置の開発 小掠 伸、阪田 邦雄(三愛物産株式会社)
- ・双腕仕様機 (ZX70TF-3) の開発 奥田 一品、江口 隆幸、石井 啓範、富田 邦嗣(日立建機株式会社)
- ・生存者探査を目的とした半円形二重構造マニピュレータの開発 伊藤 一之、下館 侑弥(法政大学)

#### ○一般による消防防災科学論文

- ・火災防止を目的としたヒューズ機能付き IH 対応容器の開発 藤田 萩乃(東洋製罐株式会社)

### ●奨励賞（3編）

- ・乳幼児救助用縛帯の開発 小山 幸志(仙台市消防局)
- ・棒状放水時における放水軌跡の簡易予測式の提案  
宮下 達也(東京理科大学大学院)、須川 修身、今村 友彦(諏訪東京理科大学)
- ・観賞魚用ヒーターのサーモスタットからの出火  
川口 靖夫(東京理科大学)、上矢 恭子(横浜国立大学大学院)
- ・観賞魚用ヒーターのサーモスタットからの出火 川上 敏宏(京都市消防局)

# 平成24年秋の消防関係叙勲並びに褒章伝達式

総務課

第19回危険業務従事者叙勲伝達式（11月7日（水）、日本青年館大ホール）、平成24年秋の褒章伝達式（11月13日（火）、スクワール麴町）、並びに平成24年秋の叙勲伝達式（11月15日（木）、ニッショーホール）が、それぞれ盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防ぎよするとともに、消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展及び、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々です。また、褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動及び消防関係業界の業務に精励し、消防の発展に大きく寄与された方々、並びに自己の危険を顧みず人命救助に尽力した方々です。それぞれの受章者数は、秋の叙勲587名、第19回危険業務従事者叙勲621名及び秋の褒章87名です。

なお、消防関係者の叙勲・褒章の受章者数は次のとおりです。

## 平成24年秋の叙勲

|       |      |
|-------|------|
| 旭日小綬章 | 1名   |
| 瑞宝小綬章 | 27名  |
| 旭日双光章 | 2名   |
| 瑞宝双光章 | 81名  |
| 瑞宝単光章 | 476名 |

## 第19回危険業務従事者叙勲

|       |      |
|-------|------|
| 瑞宝双光章 | 360名 |
| 瑞宝単光章 | 261名 |

## 平成24年秋の褒章

|      |     |
|------|-----|
| 紅綬褒章 | 4名  |
| 黄綬褒章 | 5名  |
| 藍綬褒章 | 78名 |

### 問い合わせ先

消防庁総務課 小暮  
TEL: 03-5253-7521



秋の叙勲伝達式において式辞を述べる樽床総務大臣



秋の叙勲伝達式において代表受領される川野惟精氏



危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される川上隆幸氏



秋の褒章伝達式において代表受領される藤田正美氏

# 平成24年度消防設備関係功労者等表彰式の開催

## 予防課

平成24年11月5日（月）に、東京都港区元赤坂の明治記念館において、「平成24年度消防設備関係功労者等表彰式」が挙行されました。

式典では、岡崎浩巳消防庁長官から表彰状が授与され、閉式後に記念写真の撮影が行われました。

各表彰の概要は以下のとおりです。



### 消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化等を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 25名】



### 消防機器開発普及功労者表彰

消防機器開発普及功労者表彰は、消防機器等の開発普及を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 25名】



### 優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、平成23年度末までに設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等のうち、消防防災技術の高度化に資するもので、他の模範となる設備を表彰するものです。

【表彰対象 3件】



#### 問い合わせ先

消防庁予防課 中田  
TEL: 03-5253-7523

# 第2回住宅用火災警報器設置対策会議の開催

## 予防課

### はじめに

去る9月27日、第2回住宅用火災警報器設置対策会議が東京都千代田区の主婦会館プラザエフで開催されました。当会議は、消防庁、消防機関、関係行政機関、関係団体、関係業界が連携して、住宅用火災警報器の設置の徹底を図るため開催しているものです。

### 会議の概要

#### (1) 住宅用火災警報器の設置率とその効果等についての消防庁からの報告

①平成24年6月における全国の推計設置率は、77.5%となっており、前回(平成24年6月)の71.1%から6.4ポイント上昇している。

設置率の伸びとともに火災件数は減少している。火災による死者数についても、概ね減少傾向にある。(図1参照)

②住宅火災100件当たりの死者数、住宅火災1件当たりの焼損床面積・損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生は2/3、焼損床面積等は概ね半減している。(図2参照)

③住宅用火災警報器の奏功事例は、住宅用火災警報器の設置世帯の増加に伴い増加してきている。70%以上は台所からの出火であり、住宅用火災警報器の音を聞いて火災に気づくのは、約半数のケースで近隣住民である。(図3～図5参照)

図1 住宅火災の状況と住宅用火災警報器の設置状況

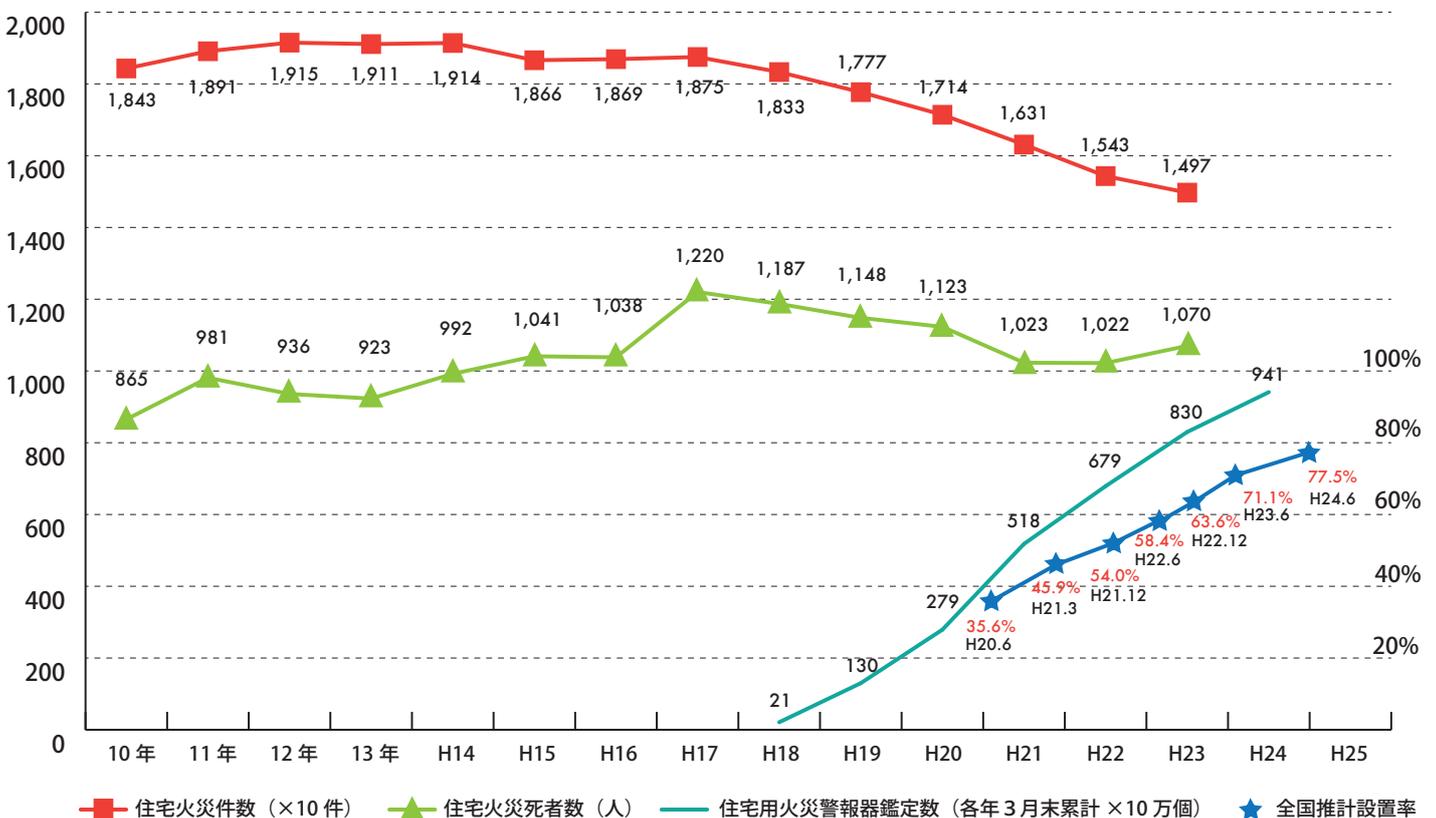


図2 住宅用火災警報器の効果

H21年からH23年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の効果进行分析。

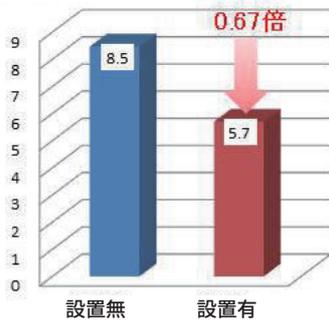
※ここでは、住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生は2/3、焼損状況は概ね半減。



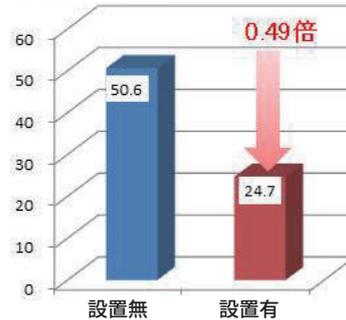
住宅用火災警報器を設置すれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少。

(人/火災100件)



<住宅火災100件当たりの死者数>

(m<sup>2</sup>/火災1件)



<焼損床面積>

(千円/火災1件)

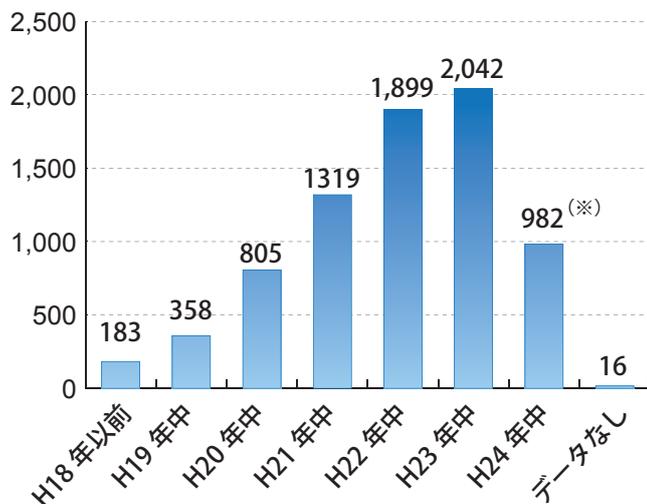


<損害額>

注1) 「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者も含む。  
注2) 死者の発生した経過が「殺人・自傷」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

図3 奏功事例の把握の件数 (年別)

奏功事例件数合計：計7,604件



※平成24年中は6月現在の数

図4 火災に気付いた者

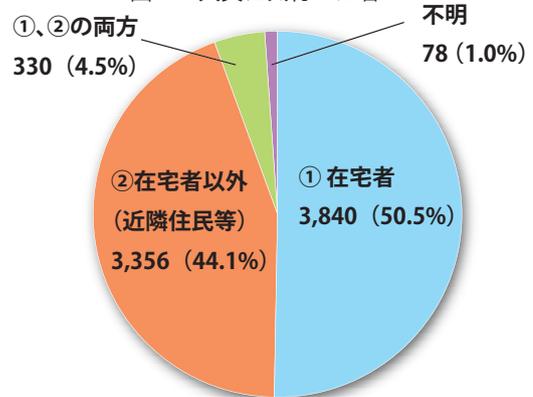
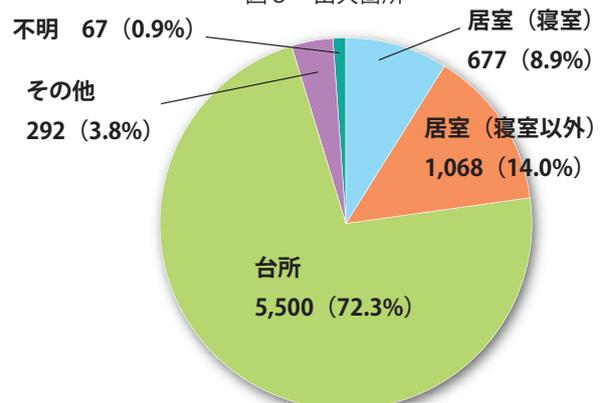


図5 出火箇所



④住宅用火災警報器の維持管理上の問題点についての消防本部等に対する調査結果では、約3割の消防本部等から、住宅用火災警報器の掃除方法が統一されていないとの指摘があり、約4割の消防本部等から、電池切れ等のブザー鳴動により119番通報に問合せや誤報の入電があるとの指摘があった。(図6・図7参照)

(2) 住宅用火災警報器の設置促進に係る取組状況・予定についての各機関からの報告

- ・消防庁
- ・財団法人 日本防火協会
- ・日本消防検定協会
- ・全国消防長会
- ・財団法人 日本消防協会
- ・一般社団法人 日本火災報知機工業会
- ・ガス警報器工業会
- ・財団法人 日本防火・危機管理促進協会

(3) 住宅用火災警報器の維持管理等に関する調査についての(財)日本防火協会及び日本消防検定協会からの報告

①住宅用火災警報器の非火災報(火災によらない原因での鳴動)の原因を調査すると、魚を焼いたときの煙、殺虫剤、炊飯器等の家電製品による湯気による鳴動が多く、誤作動防止のため、設置場所を検討したり、換気扇の使用を推奨したり、殺虫剤を使用する際の対処方法を説明することが必要である。(図8参照)

②電池切れ、故障の鳴動があった際の対応について調査したところ、警報が鳴ったにもかかわらず、「そのまま放置している」との回答もあることから、今後は、設置済み世帯に対する維持管理の広報が重要である。(図9参照)

③点検や掃除の頻度を調査すると、「特に何もしていない」と回答した世帯は6割以上で、点検や手入れの必要性や方法を“知らない”といった意見が多く挙がっていることから、正しい知識の周知を図る必要がある。(図10参照)

図6

住宅用火災警報器の掃除の方法が統一されていないと思いますか？

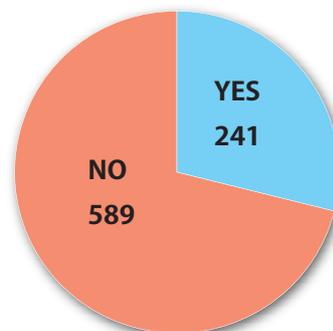


図7

電池切れ等のブザーの鳴動により、119番通報に問合せや誤報の入電がありますか？

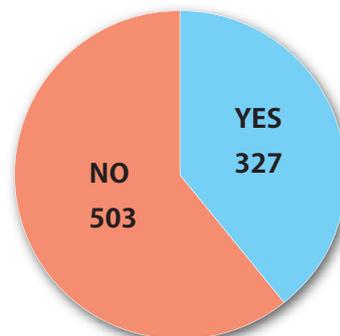


図8 非火災報の原因

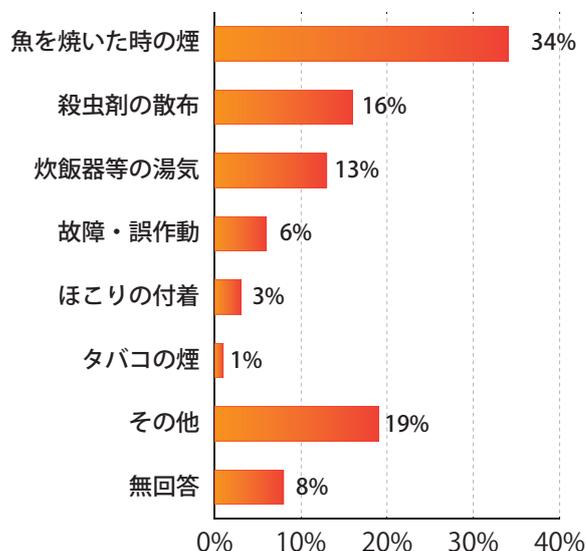


図9 電池切れ・故障の際の対応

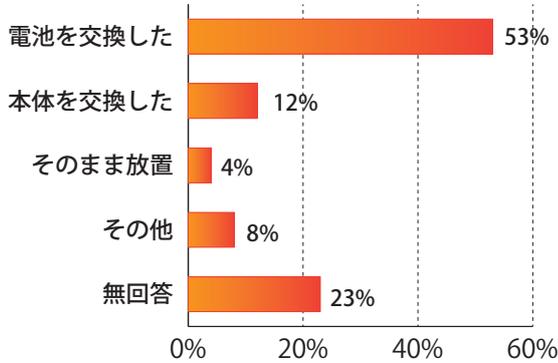
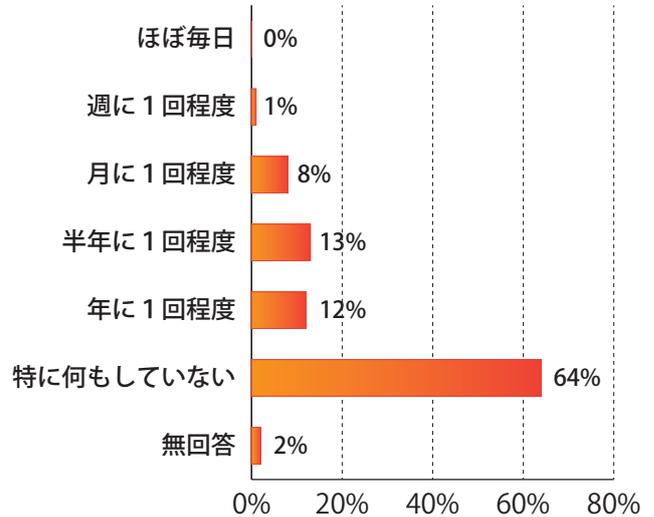


図10 点検の頻度



**終わりに**

消防庁では、今後とも、消防機関及び関係団体等と連携して、住宅用火災警報器の設置の徹底を図るとともに、設置した住宅に対する維持管理の重要性について周知を図ることとしています。

**問い合わせ先**

消防庁予防課予防係 柳瀬  
TEL: 03-5253-7523

**住宅用火災警報器設置対策基本方針**

(平成23年9月7日第1回住宅用火災警報器設置対策会議決定)

- 1 未設置世帯に対する働きかけの強化
- 2 奏功事例等の積極的な周知
- 3 維持管理に関する広報の強化

**住宅用火災警報器設置対策会議委員名簿**

- |     |        |                                |
|-----|--------|--------------------------------|
| 会 長 | 菅原 進一  | 東京理科大学大学院教授                    |
| 副会長 | 秋本 敏文  | 財団法人 日本消防協会会長兼財団法人<br>日本防火協会会長 |
| 委 員 | 伊藤 廉   | 財団法人 日本防火・危機管理促進協会理事長          |
| 委 員 | 井上 俊之  | 国土交通省住宅局長                      |
| 委 員 | 北村 吉男  | 全国消防長会会長（東京消防庁総監）              |
| 委 員 | 小林 輝幸  | 日本消防検定協会理事長                    |
| 委 員 | 鈴木 政子  | 静岡県女性防火クラブ連絡協議会会長              |
| 委 員 | 重盛 徹志  | ガス警報器工業会会長                     |
| 委 員 | 田中 公明  | 株式会社 毎日新聞東京本社毎日フォーラム室長 社会部編集委員 |
| 委 員 | 田波 宏視  | 日本放送協会制作局文化・福祉番組部長             |
| 委 員 | 田上 征   | 一般社団法人 日本火災報知機工業会会長            |
| 委 員 | 長谷川 彰一 | 消防庁次長                          |
| 委 員 | 三好 修   | 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会会長            |
| 委 員 | 村田 勝彦  | 一般社団法人 日本損害保険協会常務理事            |



(以上、委員五十音順、敬称略)

# 緊急消防援助隊情報

## 平成24年度 地域ブロック合同訓練について

広域応援室

### 北海道東北ブロック 宮城県総務部消防課

平成24年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練（図上訓練）を宮城県利府町において、次のとおり実施しました。

今年度の訓練は、東日本大震災の被災状況により、大規模な実動訓練の実施が困難であったことから緊急消防援助隊の東日本大震災での消防活動の経験と本年2月に開催した活動検証会議における検証結果により抽出された今後取り組むべき事項に基づき、東日本大震災と同じ災害想定により活動した場合、より効率的・効果的な災害活動になるとの想定で、その有効性を客観的に評価・検証することをコンセプトとして掲げ、発災から72時間を活動想定とした、地域ブロック合同訓練では全国初の大規模図上訓練の実施となりました。

なお、北海道東北ブロックでは、推進協議会の下に開催地消防本部（塩釜地区消防事務組合消防本部：志賀寧（やすし）消防長）を中心とする実行委員会を組織して訓練の運営にあたりました。

#### 1 実施日

平成24年10月23日（火）

#### 2 実施場所

宮城県宮城郡利府町「セキスイハイムスーパーアリーナ（宮城県総合体育館）」

#### 3 実施内容

##### （1）宮城県災害対策本部・宮城県消防応援活動調整本部・ヘリコプター運用調整班設置運用訓練

宮城県災害対策本部等を設置し、被害状況の収集・取りまとめ及び各種応援要請を行うとともに、定時的に防災機関連絡調整会議を開催し、各防災機関相互の情報共有を図った。消防応援活動調整本部では、受援計画に基づく構成員により緊急消防援助隊の部隊配備、部隊移動までの活動調整を実施、ヘリコプター運用調整班では、県内災害対応航空部隊の担当者によりヘリコプターの安全運航及び総合的な運用調整を実施した。また、県内広域消防相互応援協定に基づく県内応援隊の連絡調整を同ブース内に設けるとともに、代表消防機関代行が県内消防機関の応援活動調整を実施した。

各機関への連絡手段として、通信途絶時には衛星携帯電話の使用のほか、代表消防機関に配備された緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、部隊情報等の情報伝達を行った。

##### （2）宮城県内各消防（局）本部震災警防本部設置運用訓練

管内の被害状況を収集・分析して災害出動及び出動部隊管理を行うとともに、被害状況から県内広域消防相互応援隊及び緊急消防援助隊の受け入れや活動調整を実施した。



消防応援活動調整本部設置運用訓練



指揮支援本部設置運用訓練

### (3) 緊急消防援助隊出動、進出及び活動並びに指揮支援本部設置運用訓練

各機関との連絡調整、緊急消防援助隊出動部隊に関する連絡調整、活動管理・調整を実施した。

### (4) ヘリベース運用訓練

ヘリコプター前進拠点において消防・防災航空部隊の任務付与等の総合調整を行い、各機関は運航規程等に基づいて任務実施の可否を判断した。



防災機関連絡調整会議（72時間会議）

## 4 終わりに

本訓練は、情報伝達手順や指揮隊等の進出確認、受援側の体制確認及び各機関の連携した活動について実施したもので、今後は、今回の訓練の検証結果を踏まえ、次

年度以降のブロック合同訓練等において緊急消防援助隊の応援活動及び受援活動体制の更なる充実強化に努めてまいります。

## 近畿ブロック 兵庫県企画県民部災害対策局消防課

平成24年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練を、兵庫県神戸市、姫路市及び三木市において、次のとおり実施しました。

### 1. 実施日

平成24年10月27日（土）・28日（日）

### 2. 実施場所

(1) 消防応援活動調整本部、警防本部及び指揮支援本部設置・運営訓練（27日）

兵庫県災害対策センター、姫路市消防局

(2) 迅速出動訓練、先遣隊及び県内応援隊合同訓練、参集訓練（27日）

兵庫県広域防災センター



### (3) 野営訓練 (27日)

兵庫県広域防災センター (ブルボンビーンズドーム)

### (4) 部隊運用訓練 (28日)

神戸空港島

## 3. 実施内容

訓練1日目は「山崎断層帯地震」(姫路市で震度6強)を想定し、迅速出動等についての検証を行い、訓練2日目は「東海、東南海、南海地震」による揺れと津波を想定し、関係防災機関と連携して総合的な部隊運用訓練を実施した。

### (1) 消防応援活動調整本部、警防本部及び指揮支援本部設置・運営訓練

兵庫県災害対策センター内に兵庫県消防応援活動調整本部、姫路市消防局に警防本部及び指揮支援本部を設置し、ロールプレイング方式による図上訓練を実施した。

航空部隊は、被災地の状況を総務省消防庁及び兵庫県消防応援活動調整本部に画像伝送した。また、その情報を基に航空隊事務所に設置の航空指揮所から迅速出動をした近畿府県の消防・防災機に対して任務付与し、被災地にて任務を遂行した。

#### 《所見・今後の課題等》

- 【調整本部】 支援情報共有ツール・Nコード地図といったツールの活用、被害情報収集の際の消防・防災機の運用等については、訓練後の検証会で評価をいただいた。一方、情報の整理・共有のためのルールの確立や、数ある情報の中から重要情報を選別・処理するための情報トリアージの実施が今後の課題であると痛感した。
- 【警防本部・指揮支援本部】 各種情報の整理と対応がスムーズで安定していたこと、災害のトリアージも意識している部分が見受けられたこと等は、訓練後の

検証会で評価をいただいた。一方、災害対応における指揮者の判断事項となる、水利情報や木造家屋密集度、延焼方向等の確認については、警防本部においても確実に把握する必要があること、また、報道機関等へ各種情報を発信する意識も必要であることが今後の課題であると感じた。

### (2) 先遣隊及び県内応援隊合同訓練

迅速出動の大阪府隊・京都府隊と県内応援隊が、指揮支援隊長の部隊統制の下、倒壊したビル及び家屋から負傷者を救助する訓練をブラインド型で実施した。

#### 《所見・今後の課題等》

- 先遣隊は救助部隊に特化した部隊ではないが、各隊が連携を図るなど高い活動能力により効率的で効果的な活動を展開、多数の要救助者を救出した。しかしながら、実際に限られた人員、部隊で活動を行う先遣隊の体制については、訓練を実施することでさらに検証する必要がある。

### (3) 野営訓練

災害時に全県域をカバーする総合的な広域防災拠点となる兵庫県広域防災センターにおいて、府県隊毎に自己完結型の訓練を実施した。

#### 《所見・今後の課題等》

- 東日本大震災の際、屋外でのテント型野営と既存建物を活用した屋内型野営とでは、隊員の疲労度・防寒・衛生面において大きな差が生じたことから、その教訓を踏まえ、ブルボンビーンズドームを活用した野営を実施し、屋内型野営の利点を確認することができた。

### (4) 部隊運用訓練

東日本大震災の教訓を踏まえ、「神戸市消防局震災消防計画～東海・東南海・南海地震(海溝型地震)対策編」に基づき、津波被害警戒区域内で活動している全ての活動隊は、地震発生から一定時間が経過すれば、次の津波



による火災等の対応に備えるため、全隊安全な場所への退避を開始するといった初動対応や受援拠点からの部隊移動を訓練に採り入れた。また、各府県隊及び県内応援隊は、指揮支援部隊の統制の下、自衛隊や警察、医療などの関係機関と連携し、要救助者の数や位置を明らかにしないブラインド型の各種訓練を実施した。個別訓練の中では、重機を保有する民間団体による道路啓開や車両除去訓練を実施した。

#### 《所見・今後の課題等》

○ 初動対応においては、消防車両の移動、住民への広報、消火・救助活動を実施する部隊について、各消防署で作成している初動マニュアルの中で詳細に計画する必要を感じた。

また、今回の訓練で消防団の活動やヘリコプター、消防艇の初動対応について、非常に有効であると再認識した。

○ 同一現場に複数の府県隊が投入された場合のより有効な連携方法や県内応援隊との指揮活動のあり方、デジタル無線とアナログ無線使用時の情報共有について、さらに検討していく必要がある。

○ 自衛隊、警察、医療機関等の関係機関と一層の情報共有が必要であるため、適当な時期に相手方に状況を確認する等、双方向で連絡調整を図る必要がある。

#### 4. おわりに

今回の訓練では、受援県における緊急消防援助隊の部隊運用や関係機関との連携について検証することができ、非常に有意義な訓練となりました。

今後、訓練の成果・課題を踏まえ、受援体制の充実強化に努めてまいります。



先遣隊及び県内応援隊合同訓練（10月27日 兵庫県広域防災センター）



ビル倒壊事故対応訓練（10月28日 神戸空港島）



大規模街区火災対応訓練（10月28日 神戸空港島）

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 木立  
TEL: 03-5253-7527

# 先進事例 紹介

消防の広域化

## 消防広域化の取り組み

兵庫県 北はりま消防本部

### 北はりま消防本部の概要

「北はりま消防本部」は、西脇市、加西市、加東市、多可町の3市1町（管内面積625.3km<sup>2</sup>、管内人口約15万人）を管轄し、消防体制のより一層の効率化・充実強化を柱とする兵庫県消防広域化推進計画に基づき、兵庫県において、最初の広域消防本部として、平成23年4月1日に発足しました。



発足式

管内は、兵庫県のほぼ中央部で、日本標準時を刻む東経135度の子午線が南北に貫通し、北緯35度との交差点である「日本のへそ」（西脇市）を有するなど、地理上の日本の真ん中にもなっています。

特産品は、1,300年の歴史をもつ杉原紙をはじめ、全国シェア90%の釣針や毛鉤、先染織物、酒米の山田錦、黒田庄牛、一夜凍り豆腐などがあります。

### 広域化までの経緯

兵庫県では、平成20年7月に「県下10ブロックの組合せ素案」が作成され、この結果を受け「北播磨5市1町市町長会」で検討された結果、素案に同意し、北播磨5市1町で検討を開始しました。

しかし、市町長会で協議、調整を行った結果、加東市滝野庁舎を広域消防本部に利用するとした3市1町で広域化を図ることとなり、平成22年4月から1年間の法定協議会を経て、平成23年4月に広域消防本部が発足しました。

### 協議会での主な調整結果

北播磨3市1町消防広域化協議会では、協議会5回、市町長会2回、幹事会6回、専門部会及び分科会を計69回開催（担当者会は随時開催）し、協議を行いました。

#### (1) 給料表の調整

広域前の3消防本部は行政職給料を採用していましたが、初任給や号俸に違いがありました。また、新たな給料表を作成しても消防職員だけでは改正等の対応が出来ないなどの問題点がありました。

調整の結果、公安職給料表を採用し、特殊勤務手当は全て廃止しました。管理職手当の額も公安職に準じた額としました。結果として年間の給与総額は減額しました。

給与格差の調整については、新本部の給料表に合わせる際、現給料表や役職、年齢等を考慮して調整し、現職員に対しては現給保障を設けました。

### 管内配置図



## (2) 経費負担の調整

構成市町からの負担金は、均等割2割、人口割8割としました。理由としては近隣の組合の多くがこの負担割合を採用していたことや、基準財政需要額割と遜色なく、地域住民への説明も容易であることなどがあげられます。

しかし、この負担割合では、広域化するだけで経費負担が増加する市町があり理解が得られないため、通信統合までの3年間は持寄り予算とし、その間で効率化を図ることとしました。また、消防庁舎の建設や改築の経費については、関係市町長の協議により定めることとしました。

## (3) 財産の取扱い

広域化前の起債償還金や借入金は、それぞれ各自治体の償還としました。なお、組合消防は、組合構成市町で繰上げ償還しました。

消防庁舎や土地の不動産は無償貸与とし、車両・資機材等は債務残高のある場合は無償貸与、無い場合又は終了した場合は無償譲渡としました。

## (4) 消防団及び防災担当部局との連携

管内には、消防団員4,736人、消防団車両293台があり、火災や風水害、警戒等に年間700回以上出動しています。

消防団との連携のため、各消防署に消防団担当を配置し、消防団事務の補助やポンプ操法や水防指導を通じた連携を図っています。

防災担当部局との連携についても、緊急時における災害対策本部への職員派遣の他、担当者会議を定期的に行い連携確保に努めています。

## (5) 組合管理者及び消防長の選任

組合管理者は、市町長会において互選されました。消防長は、論文及び市町長の面接により決定しました。

その他、各消防本部や構成市町担当者の協力のもと、運営計画の作成、約270の事務事業の検討、例規整備、財務・給与システム等の整備、貸与被服調整等を行いました。

## 広域化のメリット

発足当初より、事務部門の集約による職員の効率的配置や専任化、消防車両の効率的な整備運用に取り組み、



総合訓練

2年目を迎える今年は、各消防署所からの同時出動や消防本部及び各署所間の協力体制の充実・強化など、大災害への対応力強化を図っています。

1、保有する部隊が増強され、初動の段階で災害等の規模に応じた部隊を投入できるようになり、第2次体制やバックアップ体制の確保も可能となりました。

実際に、広域化間もなく発生した山林火災において、市境を越えた署所間の連携により対応することができました。住民からも「他の市町から応援に来てくれるようになり心強い。」という意見が聞かれます。

2、消防車両や消防施設については、重複して整備する必要がなくなり、より効率的な整備を進めることが可能となりました。特殊車両は管轄区域を越えて対応できるようになり、管内全体の車両配備を考え、3台あるはしご車の1台を、屈折式はしご車に更新整備しました。

3、消防指令センター及び消防救急無線デジタル化については、平成26年4月から運用を開始しますが、単独で整備する場合に比べ、デジタル中継局の共有化、設置や維持費が節減でき、より高機能なシステム整備を、広域化による財政支援を活用し構築しています。

## おわりに

消防の広域化は、首長の考えによるところが大きく、各地域における広域化の取り組みが変わりますが、消防としては、首長が判断を誤らない情報を提供することが大事と考えます。

これからも、さまざまな災害から地域住民の安全と安心を守るため、広域化のスケールメリットを生かし、住民サービス向上のための取り組みを行っていきます。

# モバイル査察

岡山県 岡山市消防局

## はじめに

岡山市は、岡山県の南部に位置する県庁所在地で、平成21年4月に全国で18番目となる政令指定都市へと移行されました。「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」「中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市」をその将来都市像として掲げ、さらなる飛躍を目指しております。

岡山市消防局の管轄面積は1,058.64km<sup>2</sup>、管轄人口は71万4,402人（平成24年4月現在）を1局（6課）、5署、14出張所、1救急ステーション、職員666名（定員714名）でカバーしています。（管轄には消防事務を受託している吉備中央町分を含みます。）



査察風景



モバイル端末写真



管内図

## モバイル査察の導入

岡山市消防局では、モバイル端末（機動性のあるパソコン）を使用した査察（以下モバイル査察という。）を平成24年度から実施しています。内容としては、図1のフローのとおり、対象物等の情報を管理している支援システムから査察に行く対象物の情報を出力し、その情報をモバイル端末に取り込み、査察を実施し、その場で立入検査結果通知書を印刷します。そして、帰署後、査察結果情報をモバイル端末から支援システムに取り込みます。

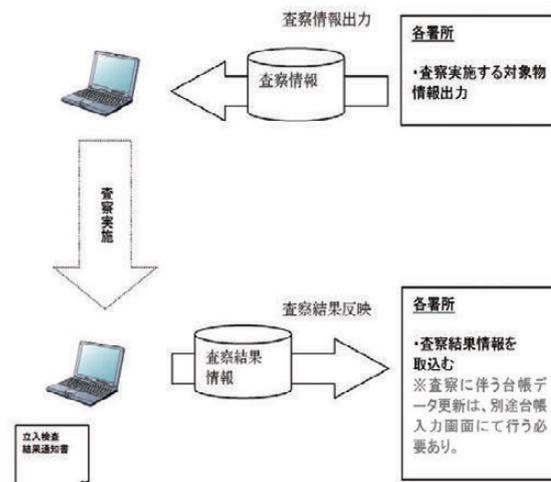


図1 モバイル査察フロー

モバイル査察導入の目的は、事務処理の効率化と、査察の質を高めることです。事務処理の効率化については、従来の立入検査結果通知書を手書きする時間の

省略、査察後の結果入力などの省略などがあげられます。査察の質に関しては、モバイル端末をチェックリストとして使用することによる指示漏れ防止や、モバイル端末に装備したカメラを使用して違反事実を記録することなどがあげられます。

導入から半年という短い期間で、1,000件以上の対象物並びに危険物施設のモバイル査察を行い、各署の担当者へのアンケート結果では、「効率がよい」との回答が8割を上回りました。

## 過去の見直しからのスタート

当局では、以前（平成11年から）モバイル査察の実施を行った経験があります。しかし、当時は、パソコンやプリンターが今より非常に性能が悪く、バッテリーや、重量の問題がありました。また、査察担当者にとって、使いやすいシステムが構築されていませんでした。これらのことからモバイル査察が定着することがありませんでした。

それから10年以上の歳月が流れ、IT関係のハード・システムが急速に進歩しました。今回当局が導入した、パソコンは、タッチパネルとキーボードの両方を用いることができる非常に高性能なパソコンとなっております。また、プリンターは、Bluetoothの無線通信によりコードを使わずに印刷することが可能です。

システムに関しては、査察担当者を使いやすいよう

に、1年以上の歳月をかけて、業者との調整会議を開きました。前回の査察指示事項を、ボタン1つで取り込むことができる機能や、指示事項をキーワード検索できる機能を取り入れました。また、特に力を入れたのは、査察を初めて行う職員でも、査察が行えるように、チェックリストと、査察の指示画面が一体となったシステムです。チェックリストで、1つずつ指示事項を確認して行き、違反を発見し選んだ項目が指示事項として出力されます。

当局の予防行政の課題としては、若い職員の育成があげられます。パソコン操作に慣れている若い世代の職員がモバイル査察を行うことで、今後査察の効率化及び、質の向上につながるものと期待しています。

## 課題と将来性について

まず、課題については3点あります。1点目は、査察時の携行品が重くかさばること。モバイル査察を導入後も、紙の台帳を持ち運んでいるためです。2点目は、プリンターの通信不良があること。3点目は、セキュリティの問題です。職場外に、査察対象物の情報の入ったパソコンを持ち出すことによる危険性があります。

次に、将来性についてですが、3つの取り組みを考えています。1つ目がモバイルパソコンにカメラを接続し、違反状況を記録すること。記録したデータは、支援システムの対象物情報に登録することができ、次回の査察時に有効に活用ができます。2つ目は、ハンディスキャナを使用して図面を取り込み、査察を行うこと。3つ目は、高圧ガス施設の査察をモバイル査察によって行うことです。高圧ガスに関しては、当局では、平成20年4月から事務移譲により高圧ガス業務を行っております。将来は、モバイル査察により高圧ガス施設を含めたトータルの査察を行おうと考えています。

## おわりに

市民の安全を確保するために有効である「査察」を少人数で効率的に行うことは、多くの消防本部での課題であると思います。モバイル査察という「査察」の新しい手法をこれからもさらに研究し、よりよいものにしていくと考えております。

査察チェック入力

## 田園調布消防署管内の東急電鉄全ての駅で一斉広報活動を実施

田園調布消防署

田園調布消防署は、平成24年秋の火災予防運動の行事として、11月12-13日の2日間、田園調布消防署管内の全ての東急電鉄の駅14駅において、火災予防と救急相談センターの利用を呼びかける一斉広報を行いました。

12日は8駅、13日は6駅の計14駅に消防職員が配置され、両日とも夕方の時間帯に、駅構内で駅利用者に対し広報用チラシの配布を実施しました。

足早の駅利用者も、消防職員の懸命な呼び掛けにチラシを受取り、目を通されるケースが多く見られ、広報効果に大きな手応えを感じました。



田園調布駅での広報活動

## 福井県・滋賀県 両消防本部間初の合同訓練

敦賀美方消防組合・湖北地域消防本部

敦賀美方消防組合（福井県）と湖北地域消防本部（滋賀県）は、9月20日、両県県境における災害への連携対応や大規模災害時の応援に関する協定に基づき、両県の消防本部間として、初の合同救助訓練を実施しました。

合同訓練の内容は、都市型救助訓練と車両救助訓練を実施しました。訓練後、相互の活動能力の向上を図るべく、活動を検証・評価を行いました。

今後も県境を越えた合同訓練を定期的に行い、さらに両消防本部間の連携体制を強化していきたいと考えています。



都市型救助訓練の様子

# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 大規模災害トリアージ訓練の実施

姫路市中播消防署

平成24年9月13日、姫路市中播消防署では、救急医療週間の一環行事として姫路医療センターD-MAT・近畿医療福祉大学との3機関合同で大規模災害トリアージ訓練を実施。訓練は、大地震が発生し、バス事故・建物の倒壊2ヶ所により多数の負傷者が発生しているとの想定で実施。災害現場において指揮所開設、指揮命令系統の確立、応急救護所においては姫路医療センターD-MATが開発した複数のiPadを用いた負傷者情報の集約を行うシステムを活用した訓練等も行い、非常に有意義な訓練となりました。



応急救護所でiPadを使った入力訓練

## 天草消防音楽隊が演奏活動

天草広域連合消防本部

平成24年11月4日、天草広域連合消防本部消防音楽隊は、天草市北浜町にある障がい者支援施設「星光園」を訪問。大塚和廣消防音楽隊長以下30名の音楽隊が、昔懐かしい「北国の春」や「青い山脈」など5曲の演奏活動を行いました。

九州新幹線全線開業時に誕生した、くまもとサプライズキャラクター「くまモン」の登場や、水戸黄門ご一行に仮装した隊員の「火の用心」を呼び掛けるコントもあり、入所しているお年寄りや当日文化展に訪れた大勢の観客から盛んな拍手を浴びていました。



水戸黄門の「火の用心」印籠で一件落着

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより

## 平成25年度消防大学校教育訓練計画

消防大学校では、平成18年度に教育訓練体系の抜本の見直しを実施し、以後、消防行政の実態に即応した教育内容等の見直しを逐次行うなど、教育の充実強化に努めています。

平成25年度の消防大学校教育訓練計画の策定に当たっては、最近の消防業務の実状を踏まえ、更なる研修内容の充実を図ることとし、次のとおり見直しを行っております。

### 1. 違反是正特別講習の実施

平成24年5月に発生した福山市におけるホテル火災を踏まえ、予防行政(業務)の強化・徹底を期するために、消防本部の査察、違反処理・是正業務に携わる者(消防司令補以上)を対象に特別講習を実施します。(定員78名)

### 2. 教育訓練内容の充実

#### (1) 安全管理能力の向上

ア 実戦的な火災防御活動時における安全管理能力を向上させるため、新たに設置した火災模擬訓練施設を活用した実技訓練(ホットトレーニング)を導入します。  
【対象学科：上級幹部科、幹部科、警防科、救助科、新任教官科】

イ 安全管理者としての実技訓練を取り入れ、訓練時における安全管理能力の向上を目的とした教育内容の充実を図ります。

【対象学科：幹部科、警防科、救助科、新任教官科】

#### (2) 違反処理能力の向上

上級幹部職員に対し違反処理に関する講義を拡充し、消防法令違反是正に対する管理者としての意識向上を目的とした教育内容の充実を図ります。

【対象学科：新任消防長・学校長科、上級幹部科、幹部科】

### 3. 教育訓練人員の拡充等

#### (1) 幹部科年間定員の拡充

幹部科の受講希望者が漸増していることを受け、年間で18定員枠を拡大します。

<年間定員：294名→312名>

#### (2) 救急科年間定員の拡充

救急科の受講希望者が漸増していることを受け、年間で6定員枠を拡大します。

<年間定員：36名→42名>

このほか、消防大学校では、授業科目充実の基礎資料とするために各学科・コース修了時に学生に対しアンケートを実施しており、アンケート結果等を参考にしつつ、より効果的で充実した教育訓練内容とすべく、適宜、教育内容の見直しを行っています。

#### 問合わせ先

消防庁消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712



指揮シミュレーション訓練



講義の様子

## 平成25年度消防大学校教育訓練計画

| 区分           | 学科等の名称  | 目的  | 期数回数                                  | 定員(名)       | 入寮期間<br>(平成25年4月～平成26年3月) | 教育日数(日) | 入寮日数(日) |
|--------------|---|---|---------------------------------------|-------------|---------------------------|---------|---------|
| 総合教育         | 幹部科   | 消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。           | 33                                    | 84          | 6/17～8/1                  | 32      | 46      |
|              |   |   | 34                                    | 66          | 9/4～10/23                 | 32      | 50      |
|              |   |   | 35                                    | 84          | 10/29～12/13               | 32      | 46      |
|              |   |   | 36                                    | 78          | 1/14～2/28                 | 32      | 46      |
|              | 上級幹部科   | 消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。          | 77                                    | 48          | 1/15～1/31                 | 12      | 17      |
|              | 新任消防長・学校長科  | 新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。                  | 14                                    | 60          | 4/16～4/26                 | 9       | 11      |
|              |   |   | 15                                    | 60          | 5/14～5/24                 | 9       | 11      |
| 消防団長科        | 消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。                | 63  | 36                                    | 8/26～8/30   | 5                         | 5       |         |
|              |   | 64  | 36                                    | 12/16～12/20 | 5                         | 5       |         |
| 専科教育         | 警防科   | 警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。       | 93                                    | 60          | 6/12～7/31                 | 34      | 50      |
|              |   |   | 94                                    | 60          | 10/23～12/11               | 34      | 50      |
|              | 救助科   | 救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。       | 67                                    | 60          | 4/16～6/6                  | 34      | 52      |
|              |   |   | 68                                    | 60          | 8/26～10/16                | 34      | 52      |
|              | 救急科   | 救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる。         | 75                                    | 42          | 5/7～6/5                   | 21      | 30      |
|              | 予防科   | 予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。       | 94                                    | 48          | 8/26～10/16                | 34      | 52      |
|              |   |   | 95                                    | 48          | 1/14～3/4                  | 34      | 50      |
|              | 危険物科  | 危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。 | 8                                     | 36          | 9/10～10/11                | 21      | 32      |
|              | 火災調査科   | 火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。   | 25                                    | 48          | 6/5～7/24                  | 34      | 50      |
|              |   |   | 26                                    | 48          | 10/23～12/11               | 34      | 50      |
| 新任教官科        | 新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。        | 7   | 84                                    | 3/4～3/14    | 9                         | 11      |         |
| 実務講習         | 緊急消防援助隊教育科  | 指揮隊長コース   | 9                                     | 72          | 4/17～4/25                 | 7       | 9       |
|              |   |   | 10                                    | 36          | 10/17～10/25               | 7       | 9       |
|              |   | 高度・特別高度救助コース  | 3                                     | 66          | 2/4～2/18                  | 10      | 15      |
|              |   | NBCコース  | 3                                     | 66          | 2/24～3/7                  | 10      | 12      |
|              | 航空隊長コース   | 消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。                     | 11                                    | 48          | 5/13～5/24                 | 10      | 12      |
|              |   |   | 12                                    | 36          | 1/15～1/28                 | 10      | 14      |
|              | 危機管理・防災教育科  | トップマネジメントコース  | 地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させる。 | 15          | 100                       | 7月中旬予定  | 1       |
| 危機管理・国民保護コース |   | 地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。     | 3                                     | 96          | 12/16～12/20               | 5       | 5       |
| 自主防災組織育成コース  |   | 自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。                    | 9                                     | 60          | 6/3～6/7                   | 5       | 5       |
| 違反是正特別講習     | 査察、違反処理是正業務に携わる者に対し、予防行政(業務)の強化・徹底を期するために特別講習を実施する。 | 1   | 78                                    | 12/16～12/20 | 5                         | 5       |         |



## 最近の報道発表について (平成24年10月27日～11月26日)

### <総務課>

|         |                  |   |
|---------|------------------|---|
| 24.11.2 | 平成24年秋の褒章 (消防関係) | 平成24年秋の褒章 (消防関係) 受章者は87名で、11月13日 (火) に伝達式が行われました。<br>・紅綬褒賞 4名<br>・黄綬褒賞 5名<br>・藍綬褒賞 78名                            |
| 24.11.3 | 平成24年秋の叙勲 (消防関係) | 平成24年秋の叙勲 (消防関係) 受章者は587名で、11月15日 (木) に伝達式が行われました。<br>・旭日小綬章 1名 ・瑞宝小綬章 27名<br>・旭日双光章 2名 ・瑞宝双光章 81名<br>・瑞宝単光章 476名 |

### <技術政策室>

|          |                          |   |
|----------|--------------------------|---|
| 24.11.22 | 平成24年1月～6月中の製品火災に関する調査結果 | 平成24年1月～6月中に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」及び「原因を特定できない火災」の製品情報を調査しました。 |
|----------|--------------------------|---|

### <危険物保安室>

|         |                                     |  |
|---------|-------------------------------------|--|
| 24.11.9 | 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 (案) に対する意見募集 | 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 (案) の内容について、平成24年11月10日から平成24年12月9日までの間、意見を募集しています。 |
|---------|-------------------------------------|--|

### <防災情報室>

|          |                              |  |
|----------|------------------------------|--|
| 24.11.8  | 住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験         | 災害情報伝達手段の多様化に係る推奨仕様書の策定を行うため、6自治体において市町村防災行政無線 (同報系) を中心とした住民への災害情報伝達手段について多様化に係る実証実験を行うこととしており、11月11日 (日) に東京都江東区、11月20日 (火) に東京都豊島区で実施されました。 |
| 24.11.21 | 平成24年 (1月～6月) における火災の概要 (概数) | 前年同期と比較すると、総出火件数及び火災による死者数がともに低く推移しています。<br>一方、住宅火災による死者の占める高齢者の割合は67.5%と上昇傾向にあります。  |

### <国民保護室・国民保護運用室>

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 24.11.15 | 「全国瞬時警報システムの自動放送等に関する第1回再訓練」の実施結果の公表     | 平成24年10月31日 (水) に実施した全国瞬時警報システムの自動放送等に関する再訓練の結果 (速報) をとりまとめました。  |
| 24.11.26 | 12月3日は緊急地震速報の訓練を行います～緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練～ | 緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、あわてずに身を守るなど適切な行動をとるためには日ごろからの訓練が重要です。<br>訓練が実施される地域にお住まいの場合等では、市町村等からの訓練のお知らせをご確認いただくとともに、積極的に訓練へご参加ください。 |



## 最近の通知

| 発番号                   | 日付          | あて先                             | 発信者  | 標 題                                   |
|-----------------------|-------------|---------------------------------|--|---------------------------------------|
| 消防特 第209号<br>24高圧 第7号 | 平成24年10月23日 | 関係道県消防防災主管部長                    | 消防庁予防課特殊災害室長<br>経済産業省商務流通保安グループ<br>保安課高圧ガス保安室長 | 石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る<br>防災体制について（通知） |
| 事務連絡                  | 平成24年10月29日 | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・指定都市消防長  | 消防庁予防課長  | 石油ストーブなどの安全な取扱いに関する広報<br>等について        |
| 消防予 第403号             | 平成24年11月5日  | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長  | エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚<br>起等について       |
| 事務連絡                  | 平成24年11月26日 | 各都道府県消防防災主管課<br>東京消防庁・各指定都市消防本部 | 消防庁予防課   | 登録認定機関における蓄電池設備認定業務の追<br>加について        |

## 広報テーマ

| 12月                             |        | 1月                   |                             |
|---------------------------------|--------|----------------------|-----------------------------|
| ①消防自動車等の緊急通行時の安全確保に<br>対する協力の促進 | 消防・救急課 | ①文化財防火デー             | 予防課<br>防災課<br>消防・救急課<br>防災課 |
| ②セルフスタンドにおける安全な給油に<br>ついて       | 危険物保安室 | ②1月17日は「防災とボランティアの日」 |                             |
| ③雪害に対する備え                       | 防災課    | ③消火栓の付近での駐車禁止        |                             |
| ④地震発生時の出火防止                     | 防災課    | ④消防団員の入団促進           |                             |
| ⑤ストーブ火災の注意喚起                    | 予防課    |                      |                             |

## 文化財を火災から守ろう！

### 予防課

文化財は国民共通の貴重な財産であり、火災による焼失等から保護し、後世に残すことは、私たち国民の極めて重要な責務です。

#### ○1月26日は「文化財防火デー」

昭和24年のこの日は、世界的至宝で1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損した日にあたります。その後も文化財の消失等が相次いだことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的として、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開してきました。

近年の重要文化財建造物やこれに準ずる歴史的に価値の高い建造物において、火災の被害を受けた例としては、平成19年5月及び平成20年1月には神奈川県藤沢市の旧モーガン邸本棟等が、平成20年5月には大阪府吹田市の吉志部神社本殿（重要文化財）が焼失しており、平成21年3月には奈良県天理市の石上神宮摂社出雲建雄神社拝殿（国宝）、神奈川県横浜市旧住友家侯野別邸（重要文化財）、神奈川県大磯町の旧吉田邸が焼失等したことなどが挙げられます。

また、海外では平成20年2月に韓国ソウル市の国宝南大門で火災が発生しましたが、こうした文化財火災から文化財を守っていくことの大切さを改めて認識させられます。

文化財の防火は文化財の所有者・管理者だけで成し遂げられるものではなく、地域の住民や消防機関などが一体となって継続的に取り組むことが必要です。

貴重な文化財を守るため、次のことに配慮して、文化財防火に取り組んでください。

#### 1. 防火訓練の実施

防火訓練を実施する際には、次の点に留意してください。

- (1) 消防機関への通報、初期消火、重要物件の搬出、避難誘導などの総合的な訓練の実施。
- (2) 見学者の多い木造建造物等については、火の回りが早いことを考慮した避難誘導訓練の実施。
- (3) 使用した防火水そうの点検整備、消火器の消火薬剤の詰め替え及び反省会の実施。

#### 2. 防火対策の推進

次の点に留意して、防火対策の推進に努めてください。

- (1) 文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即した消防計画の作成と、計画に基づく自衛消防組織等の防災体制の整備強化及び夜間等警備が手薄になる場合についての対策。
- (2) 喫煙、裸火の使用等の禁止区域内の巡視等を行うことによる火災危険要因の排除。
- (3) 文化財周辺地域の住民と防災のための連携を密にすることによる、情報連絡体制及び通報体制の確立。
- (4) 消防用設備等の点検、整備の励行。
- (5) 消防機関による防火診断等の実施。
- (6) 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃物・危険物の保管場所等の点検・整備。
- (7) 文化財周辺の環境の整理・整頓。
- (8) 震災時に消火栓等が使用できない場合を想定した代替措置。
- (9) 震災等に対処するための木造建築物等の点検及び応急資材の準備。
- (10) 避難路及び避難場所の点検及び整備。



第58回文化財防火デーにおける訓練実施の様子

実施日：平成24年1月26日(木)  
会場：国宝二条城（京都府京都市）  
※写真提供：京都市消防局

#### 問い合わせ先

消防庁予防課予防係 椎名、児玉、根本  
TEL: 03-5253-7523



## 1月17日は「防災とボランティアの日」 1月15日～21日は「防災とボランティア週間」

### 防災課

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、全国から数多くのボランティアが駆けつけ、様々なボランティア活動を実施したことで、被災地の復興に向けた大きな力となり、災害ボランティア活動の重要性が広く認識されるようになりました。

この阪神・淡路大震災を契機として、平成7年12月、国民の皆さんが災害時におけるボランティア活動や住民の自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの強化を図ることを目的に、「防災とボランティアの日（1月17日）」及び「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」が創設されました。毎年この時期には、全国各地で地方公共団体や関係団体の密接な協力の下、講演会や展示会等の災害ボランティア活動に関する様々な普及・啓発活動が行われています。

阪神・淡路大震災以降も、全国各地で地震や風水害などの自然災害が数多く発生し、多大な被害をもたらしており、これらの災害による被災地では災害ボランティア活動が献身的に行われています。



平成24年10月21日 南三陸町波伝谷地区でのがれき撤去活動  
(写真提供：宮城県南三陸町ボランティアセンター)



平成24年7月九州北部豪雨 耶馬溪町下郷地区での家屋の泥かき作業  
(写真提供：大分県中津市役所)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においても、泥かきや支援物資の仕分け、子どもの遊び相手や学習支援、高齢者への傾聴、外国語や手話の通訳、栄養指導、カウンセリング等、ボランティアによる幅広い支援活動が行われています。また、平成23年台風第12号や、本年7月の九州北部豪雨の際にも、ボランティアによる泥かきや家財道具の片付け、清掃等の活動が行われました。

災害ボランティアによる復旧・復興支援や生活再建支援等の活動は、被災地の復興を早めるなど大きな役割を果たしています。しかしながら、被災地での受け入れ体制を整えることが困難となり、ボランティアが有効な活動を行えないこともあります。そこで、各地の災害ボランティアセンターでは、ボランティア希望者を円滑に受け入れるための事前登録制度を設けたり、被災者からのニーズを的確に把握し、そのニーズに合わせてボランティアを各戸に派遣するマッチングシステムの整備、ボランティア活動が安全に実施されるための環境の整備など、災害ボランティア活動が安全かつ真に被災地にとって有効な形で行われるための取組が行われています。

また、ボランティア関係者、行政、社会福祉協議会、自治会の代表者などが意見交換するなど、災害ボランティアを受け入れるための平時からの取組を進めている地域も見受けられます。

消防庁でも、災害ボランティアが活動しやすい環境の整備について、各都道府県及び政令指定都市の災害ボランティア担当者が意見交換を行う場として「災害ボランティアの活動環境整備に関する連絡協議会」を毎年開催しています。

ボランティア活動に関心のある方は、身近で活動するボランティア団体を訪ねたり、地域の自主防災組織の訓練に参加してみる、ボランティアへの活動募金を行うなど、できることから積極的に参加してください。また防災とボランティア週間に開催される各地の催しにもぜひ足を運んでみてください。

#### 関連リンク

##### 防災とボランティア週間（内閣府）

<http://www.bousai.go.jp/volunteer/index.html>

##### 助けあいジャパン（復興庁と民間との連携プロジェクト）

<http://tasukeaijapan.jp/>

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災係 浦田、岩片  
TEL: 03-5253-7525



# 第16回消防防災研究講演会

— 東日本大震災を受けての消防防災研究 —

## 消防研究センター

前回の消防防災研究講演会では、「消防の視点から見た東北地方太平洋沖地震」と題して、先ず東日本大震災の際に何が起こったのかをきちんと後世に残すことに重きを置いた調査結果について報告いたしました。今回は、前回報告できなかった調査結果及び調査結果を踏まえた震災時消防活動や震災関連で顕在化した課題等についての検討結果について紹介し、今後の震災対応のあり方を議論する予定です。

**【主催】** 消防庁 消防研究センター

**【日時】** 平成25年2月1日（金）

10:00～16:50

**【会場】** 消防研究センター 本館大会議室（3階）

東京都調布市深大寺東町4-35-3

**【参加費】** 無料

**【定員】** 200名程度

**【プログラム】**（予定）

**【開会】** 10:00～10:15

挨拶：松原美之（消防研究センター 所長）

趣旨説明：座間信作（消防研究センター）

**【消防活動】** 10:15～11:45

- ① 「大規模災害時の消防職員の活動のあり方」  
井上元次（消防庁消防・救急課）
- ② 「東日本大震災における消防団活動」  
山田常圭（東京大学消防防災科学技術寄附講座）
- ③ 「大規模災害活動時の防火服内衣服の水濡れが引き起こす危険性について」  
森井統正（消防研究センター）

**【昼休み・実演・所内施設見学】** 11:45～13:30

- ④ 「（説明・実演）津波浸水域用の消防車両開発」  
久保田勝明（消防研究センター）

**【危険物施設】** 13:30～14:30

- ⑤ 「長周期地震動と石油タンクのスロッシングに関するいくつかのこと」  
座間信作（消防研究センター）
- ⑥ 「石油コンビナート等の防災対策」  
渡辺剛英（消防庁特殊災害室）

**【火災】** 14:30～16:00

- ⑦ 「東日本大震災に関連して発生した火災に関するアンケート調査の経過報告」  
鈴木恵子（消防研究センター）
- ⑧ 「震災廃棄物の自然発火」  
岩田雄策（消防研究センター）
- ⑨ 「太陽光発電システムが設置された住宅の火災」  
田村裕之（消防研究センター）

**【休憩】** 16:00～16:15

**【総合討論（質疑応答）】** 16:15～16:45

**【閉会】** 16:45～16:50

挨拶：山田 實（消防研究センター 研究統括官）

\* 昼休み時間に消防研究センター施設見学会を行います。（希望者のみ。定員50名。約40分間）

**【申し込み方法】**

次の5項目を明記の上、件名を「講演会参加」として電子メールにてお申し込みください。

- (1) 住所（都道府県のみ）
- (2) 所属
- (3) 氏名（複数名でお申し込みの場合は代表者氏名）
- (4) お申し込み人数
- (5) 施設見学会への参加の有無（「有」の場合は、参加申し込み人数）

申し込み先 E-mail: kouen16@fri.go.jp

※電話・FAXでのお申し込みは受け付けません。

**【申し込み期間】**

平成24年12月17日（月）正午～平成25年1月11日（金）

※定員数になり次第、締め切らせていただきます。

※上記期間外の申し込みは無効となります。

なお、お申し込みいただきました場合、ご参加の可否を返信いたします。

参加券等の発行はいたしません。

事務局からの返信をもちまして、ご参加いただけることの確認といたします。

お申し込み後1週間経っても返信がない場合は、お手数ですが下記へお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

消防研究センター 研究企画室

E-mail: toiwase2012@fri.go.jp

TEL: 0422-44-8331（代表）

※詳しい情報については消防研究センターホームページをご覧ください。

URL: <http://www.fri.go.jp/>



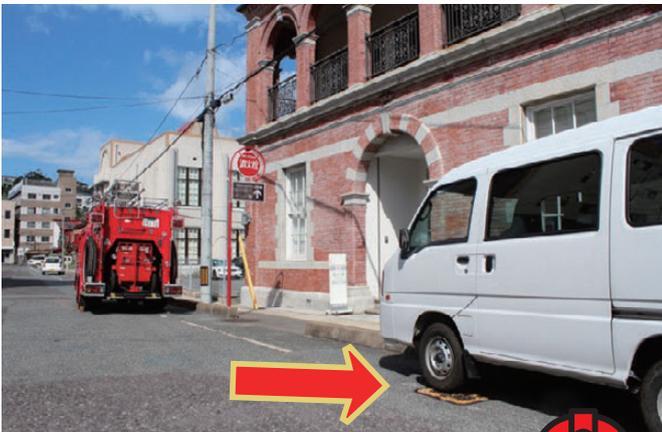
## 「消火栓」や「防火水槽」の付近は駐車禁止です

### 消防・救急課

皆さんは、火災が発生した場合に、消防車が消火に使用する水を、どこから吸い上げているのかご存じですか。池や川の水を吸い上げている場合もありますが、多くの場合は道路上や歩道脇等に設けられた消火栓や防火水槽から吸い上げています。

このため、消火栓や防火水槽の上、またはその付近に車両を駐車してしまうと消火に使用する水を吸い上げることができなくなり、消火活動に支障をきたしてしまいます。

また、消火栓や防火水槽の上、またはその付近に車両を駐車することは、法律でも禁止されていますので、絶対に駐車しないでください。



消火栓の上に車が止まっているため、消防車が消火栓を使用することができません。



消火栓は、消防車が吸水しやすいように、道路脇や歩道上に設置されています。消火栓など、消防水利周辺への駐車はやめましょう。



地下に埋設された消火栓の例



地下に埋設された消火栓の内部



地下に埋設された防火水槽の例



(写真提供：下関市消防局)

### こんな場所への駐車は禁止されています！

#### ■ 駐車が禁止されている主な場所

- ・ 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- ・ 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 橋本

TEL: 03-5253-7522



## 消防団への入団促進

消防団は、消防本部や消防署と同様に市町村の消防機関の一つであり、消防団員は、本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて、地域の安心・安全の確保のために活動する非常勤特別職の地方公務員です。

さて、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、平成24年7月には九州北部豪雨など多くの災害が発生し、そのような中で消防団員は昼夜を分かたず献身的に災害対応に当たるなど重要な役割を果たしました。このような災害への対応を考えると地域に密着した消防団は、今後も地域防災の核として非常に重要であります。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続けており、平成24年4月1日現在、約87万4千人で10年前の平成13年4月1日の約94万4千人に比べ、約7万人（約7.4%）減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

そのため、全国の消防防災機関では、消防団員の確保に向けた様々な取組を展開しているところです。例年3月末から4月にかけて消防団員の退団が特に多くなる時期を迎えることから、今年度も1月から3月までの間、全国的な「消防団員入団促進キャンペーン」を実施します。

本キャンペーン期間中は、消防団員の確保に向けて、特に、事業所の協力促進並びに女性及び大学生等の入団促進に重点的に取り組むこととしています。

### ○消防団活動への事業所の協力の促進

現在の消防団員の約7割が、会社員などの被雇用者であり、消防団活動には、事業所の協力が不可欠となっています。平成18年度から消防団協力事業所表示制度がスタートしており、勤務中の出勤への便宜や従業員の入団促進を図るなど事業所ぐるみで積極的な活動を行っている事業所も多く、既に平成24年4月1日現在で「消防団協力事業所」として約8千6百の事業所が認定されています。

### ○女性の入団促進

女性を消防団員として採用しようとする動きが全国的に広まっており、平成24年4月1日現在、全国で約2万人の女性消防団員が、火災予防広報、一般家庭や高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及啓発活動等、多岐にわたって活動しています。

## 国民保護・防災部防災課

### ○大学生等の入団促進

消防団員の高齢化が進む中、若年層の消防団員確保が課題となっています。大学生等の若い力を消防団活動で発揮していただくことは大変有意義で、地域の防災力向上にも効果的です。平成24年4月1日現在で約2千3百人の大学生等（専門学校生を含む。）が消防団で活躍しています。

消防団は、地域防災の中核的な存在であり、地域の安心・安全を確保するために大変重要な組織です。ぜひ、多くの皆様に消防団活動に対する理解を深めていただき、消防団活動に参加いただけることを期待しています。

### ○消防団員入団促進の主な取組事例



「街頭でのキャンペーン活動」  
写真提供：山口県下関市消防本部



「大学でのキャンペーンの様子」  
写真提供：静岡県

#### 問い合わせ先

消防庁防災課 吉田  
TEL: 03-5253-7525

救急救命士の救急救命処置技術向上のために…。  
病院実習に、ご理解とご協力をお願いします。

救急救命士の病院実習は、  
指導医師の監督の下に行われています。



芹那  
衣装協力：萩原商店

救急救命士とは、医師の指示の下に救急救命処置を行う、救急現場のスペシャリストです。

医師の指示の下で行う救急救命士による救急救命処置の範囲は、平成16年から気管挿管、平成18年から薬剤投与、平成23年からビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管など拡大しています。



■気管挿管

確実な人工呼吸を行うため気管にチューブを直接挿入することです。



■静脈路確保

薬剤を投与するために静脈路を確保することです。



■薬剤投与

心臓の動きを再開させるための薬剤(アドレナリン)を投与することです。



<http://www.kyumeishi.jp>

院内での携帯電話の使用にあたっては、必ず院内ルールを確認の上、指示に従ってください。

※一部機種では正しく表示されない場合がございます

芹那も応援  
しています!



撮影協力/千葉市消防局

FDMA 消防庁  
住民とともに  
<http://www.fdma.go.jp/>

厚生労働省・救急振興財団・全国自治体病院協議会・全国消防長会・全日本病院協会・日本医師会・日本医療法人協会  
日本救急医療財団・日本救急医学会・日本蘇生学会・日本病院会・日本麻酔科学会・日本臨床救急医学会

本ポスターの印刷複製、譲渡、販売、改ざん、改変等、著作権または第三者個人権利の侵害となる行為は一切禁止します。